

THE NUMAZU SHINKIN BANK REPORT

沼津信用金庫レポート2025

資料編

組織の概要	01
業務のご案内	02
主要な経営指標	03
金融仲介の取り組み	04
経営管理体制	08
コンプライアンス(法令等遵守)体制	08
各種基本方針	09
マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策等	10
リスク管理体制	11
顧客保護体制	12
業務運営方針	13
総代会制度	14
財務諸表	16
経営指標	21
預金・貸出金に関する指標	22
貸出金に関する指標	23
有価証券等に関する指標	25
退職給付会計および報酬体系	27
連結財務諸表	28
自己資本の充実等に関する開示事項	33

沼津信用金庫について

役員一覧

2025年6月17日現在

- 会長 (代表理事) 紅野 正裕
- 理事長 (代表理事) 鈴木 俊一
- 常務理事 (代表理事) 小野 貢
- 理事 野木 徹雄
- 理事 内藤 淳一
- 理事 野村 慈英
- 理事 鈴木 大介
- 非常勤理事 近藤 浩志 ※1
- 非常勤理事 内海 雅秀 ※1
- 常勤監事 神尾 昌史
- 非常勤監事 梅田 欣一 ※2
- 非常勤監事 中山 美砂

※1 近藤 浩志、内海 雅秀は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 梅田 欣一は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

沼津信用金庫プロフィール

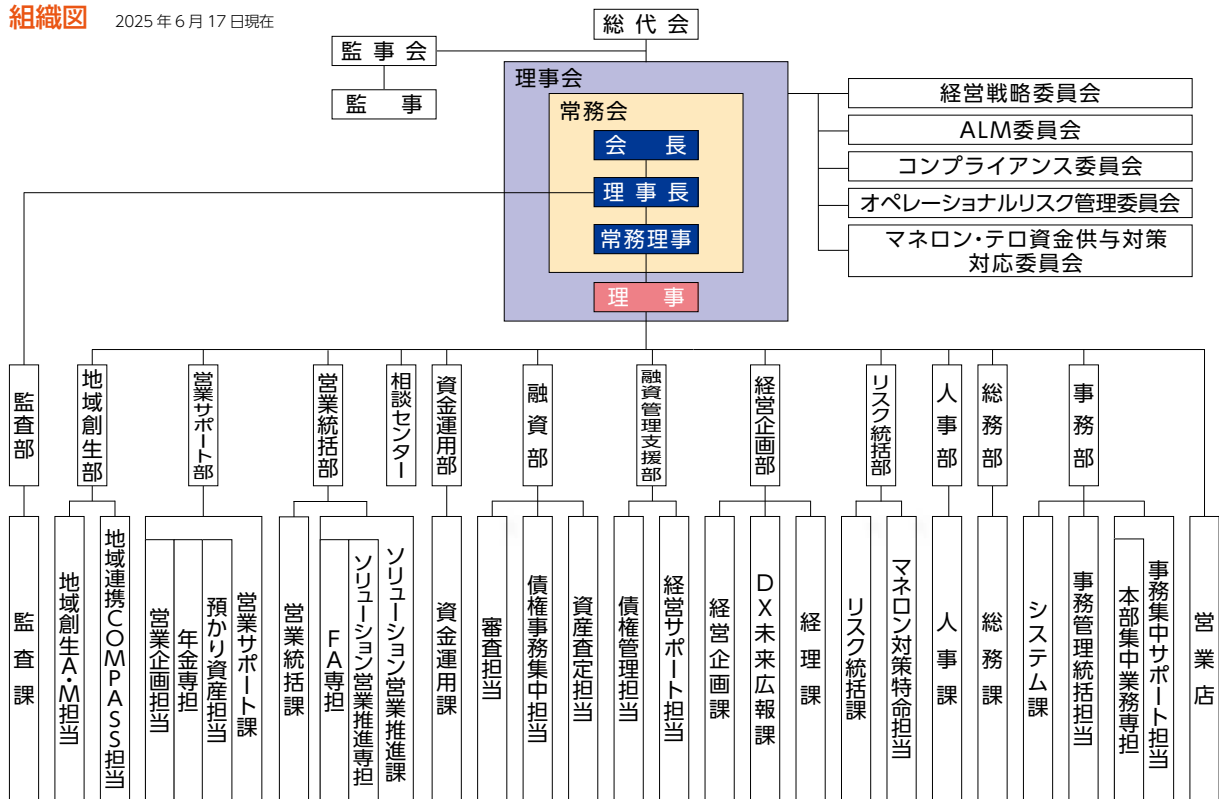
2025年3月末現在



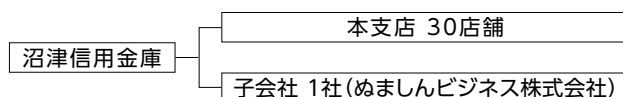
- 創立：1950年4月20日
- 本店所在地：静岡県沼津市大手町五丁目6番16号
- 出資金：690百万円
- 預金積金：570,142百万円
- 貸出金：239,921百万円
- 自己資本比率：16.11%
- 役職員数：463名
- 店舗数：30店舗

組織図

2025年6月17日現在



連結子会社【ぬましんビジネス株式会社】



主要な事業 (当金庫の従属業務を委託)

- 事務の補助業務
- 現金・帳簿の整理、保管、送達
- 集配業務 など

業務のご案内

主要な事業内容

預金業務	当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金等を取り扱っております。													
貸出業務	貸付	手形貸付、証書貸付および当座貸越を取り扱っております。												
	手形の割引	商業手形の割引を取り扱っております。												
有価証券投資業務	預金の支払い準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。													
内国為替業務	国内の振込および代金取立等を取り扱っております。													
外国為替業務	外国送金(仕向け・被仕向け)を取り扱っております。 (輸出・輸入に関する外国為替業務は取り扱っておりません。)													
附帯業務	<table border="0"> <tr> <td>(1)代理業務</td> <td>(3)債務の保証</td> </tr> <tr> <td>①日本銀行歳入代理店</td> <td>(4)公共債の引受</td> </tr> <tr> <td>②地方公共団体の税公金等取扱業務</td> <td>(5)国債等公共債および投資信託の窓口販売</td> </tr> <tr> <td>③株式払込金の受入代理業務および株式配当金、公社債元利金の支払代理業務</td> <td>(6)保険商品の募集業務 (保険業法に基づく保険募集)</td> </tr> <tr> <td>④日本政策金融公庫、信金中央金庫、住宅金融支援機構等の代理貸付業務</td> <td>(7)電子記録債権に係る業務</td> </tr> <tr> <td>(2)保護預かりおよび貸金庫業務</td> <td>(8)地域活性化等業務</td> </tr> </table>		(1)代理業務	(3)債務の保証	①日本銀行歳入代理店	(4)公共債の引受	②地方公共団体の税公金等取扱業務	(5)国債等公共債および投資信託の窓口販売	③株式払込金の受入代理業務および株式配当金、公社債元利金の支払代理業務	(6)保険商品の募集業務 (保険業法に基づく保険募集)	④日本政策金融公庫、信金中央金庫、住宅金融支援機構等の代理貸付業務	(7)電子記録債権に係る業務	(2)保護預かりおよび貸金庫業務	(8)地域活性化等業務
(1)代理業務	(3)債務の保証													
①日本銀行歳入代理店	(4)公共債の引受													
②地方公共団体の税公金等取扱業務	(5)国債等公共債および投資信託の窓口販売													
③株式払込金の受入代理業務および株式配当金、公社債元利金の支払代理業務	(6)保険商品の募集業務 (保険業法に基づく保険募集)													
④日本政策金融公庫、信金中央金庫、住宅金融支援機構等の代理貸付業務	(7)電子記録債権に係る業務													
(2)保護預かりおよび貸金庫業務	(8)地域活性化等業務													

相談業務

相談センター	沼津トラストビル、ぬましんCOMPASS GOTEMBAIに相談センター職員が常駐し、専門家と連携してさまざまな相談をお受けしております。
法律相談	法律全般について弁護士による相談を行っております。
税務相談	各種税金、税務申告などについて税理士による相談を行っております。
年金・労務相談	年金の受取りや労務管理について社会保険労務士による相談を行っております。
相続相談	相続手続きや相続対策などについてコンサルタントによる相談を行っております。

経営支援サービス

起業・創業	創業を目指す起業家に新たな活動拠点としてシェアオフィス・コワーキングスペース(TENTOぬまづ)を提供するとともに、支援機関と連携し、事業計画書の策定、公的支援制度の活用、起業・創業後のフォロー(経営計画支援、法人成り相談等)までのサポートを行っております。
販路拡大	受発注企業による事前調整型商談会「富士山麓ビジネス商談会」の開催・情報提供や、ビジネスマッチングガイドブックによる個別相談の実施、web、SNS活用相談会等のサポートを行っております。
事業承継・M&A	支援機関と連携し、事業承継対策、M&A仲介業務、自社株評価、親族内承継、従業員承継、第三者承継等に関する相談に対してサポートを行っております。
経営全般	外部専門家・外部支援機関等の産学官が連携し、課題解決のためのアドバイス・提案や補助金・助成金・経営革新等に関する申請補助、ぬましんビジネス塾等による若手育成等のサポートを行っております。
知的財産戦略	知的財産アナリスト(常駐)による知財戦略の構築、知的財産がビジネスに貢献できる潜在的可能性の調査、最新の技術情報等に関する提供等のサポートを行っております。

主要な経営指標

資金運用収益の増収に支えられ、経常収益は98億67百万円と前期比3億86百万円の増収となりましたが、経常費用が76億29百万円と前期比4億89百万円増加したことを受け、経常利益は22億37百万円と前期比1億2百万円の減益でありました。金融機関における本業の収益性をあらわすコア業務純益についても、同2億9百万円減益の14億87百万円でありました。

項目	第71期 (2020年度)	第72期 (2021年度)	第73期 (2022年度)	第74期 (2023年度)	第75期 (2024年度)
経常収益	8,964,569	9,509,348	9,116,245	9,480,353	9,867,343
経常利益 (千円)	1,768,259	2,222,629	1,846,198	2,340,251	2,237,461
当期純利益	1,200,937	1,458,914	1,369,701	1,869,860	1,625,797
出資総額 (百万円)	701	701	699	696	690
出資総口数 (千口)	7,010	7,015	6,995	6,964	6,900
純資産額	42,626	42,515	38,088	41,180	32,985
総資産額	603,942	607,025	605,928	611,869	611,650
預金積金残高 (百万円)	551,895	554,204	562,486	566,356	570,142
貸出金残高	238,352	233,873	235,358	231,918	239,921
有価証券残高	291,314	291,597	287,156	285,159	288,742
自己資本比率(単体) (%)	15.91	15.65	15.77	16.37	16.11
出資に対する配当金 (年%) (出資1口当たり)	4	4	4	4	4
役員数 (人)	13	13	12	11	12
うち常勤役員数 (人)	9	9	8	7	8
職員数 (人)	422	452	455	462	455
会員数 (人)	25,805	25,502	25,150	24,869	24,548

*金額は単位未満を切り捨てて表示してあります。

*「自己資本比率(単体)」は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

預金積金残高 **5,701億円**

2024年度の預金積金については、要払性預金の増加により残高、期中平均残高ともに前期比で増加いたしました。期末残高は5,701億42百万円であり前期比0.66%、期中平均残高は5,672億30百万円と同0.13%増加しました。

貸出金残高 **2,399億円**

貸出金については、個人ローンや住宅ローンなどリテール分野がけん引し、期末残高は2,399億21百万円と前期比3.45%、期中平均残高は2,333億48百万円と同1.11%の増加でありました。

預かり資産残高 **213億円**

国債の償還による残高減少および米国関係による投資信託の評価額減少が大きいものの、貯蓄性保険の増加により前期比増加となりました。

当期純利益 **16億25百万円**

貸出金利回りの上昇や有価証券利息配当金の増収などにより経常収益が前期比で増収となりました。一方で預金利回りの上昇や経費の増加などは利益の下押し要因でありました。当期純利益は16億25百万円と前期比2億44百万円の減益となりましたが、中期経営計画の目標値を超える最終利益を確保することができました。

自己資本比率は「リスク資産」に対する「自己資本」の割合を示したもので、お客さまからお預かりしている大切な預金が保護されるための、金融機関の経営体質の健全性を示す重要な指標です。

2025年3月期における単体自己資本比率は16.11%と前期比0.26ポイント低下しました。当期純利益の計上により自己資本の額は堅調に推移しましたが、貸出金などの資産の増加によりリスク・アセットも前期比で増加いたしました。

なお、当金庫の自己資本比率については、国内基準の4%を上回る高い健全性を維持しております。

自己資本比率
(単体ベース) **16.11%**

◆自己資本比率の算出について

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額 (出資金や利益剰余金などの合計額)}}{\text{リスク・アセット等の額の合計額}}$$

*リスク・アセットとは、リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)をリスクの大きさに応じて掛け目を乗じ再評価した資産金額のことをいいます。

金融仲介の取り組み

金融仲介機能強化に向けた取り組み

2016年9月、金融庁から「金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標」として金融仲介機能のベンチマークが公表されました。当金庫では、「金融仲介機能のベンチマーク」を活用しながら、客観的に自己評価を行い、お客さまの企業価値の向上に努めてまいります。なお、本ディスクロージャー誌では、「金融仲介機能のベンチマーク」に関する公表数値に **ベンチマーク** と表示しております。

金融仲介機能のベンチマークの構成と定義

共通ベンチマーク:すべての金融機関が金融仲介の進捗状況や課題等を客観的に評価するための指標
 選択ベンチマーク:各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択できる指標

取引先企業の経営改善や成長力の強化に向けた取り組み

当金庫をメイン取引先(融資残高1位)として取引を行っている企業のうち、経営指標(売上、経常利益等)の改善が見られた先数を把握して金融仲介の取り組みを強化しております。

ベンチマーク	2024年度
メイン先	2,721社
メイン先の融資残高	1,136億円
経営指標が改善した先数	1,827社
経営指標等が改善した先の融資残高	784億円

「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた同ガイドラインの特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからのお借入れ・事業承継や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

ベンチマーク	2024年度
新規に無保証で融資した件数	497社
新規に無保証で融資した金額	191億円
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	22.92%
保証契約を解除した件数	37社
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0社

当金庫の取組方針は
 こちらから▶



中小企業の本業支援への取り組み

〈取組方針〉

お取引先である中小企業者の抱えるさまざまな経営課題に対し、お取引先の立場に立つて最善となる解決策を見出すべく、ビジネスマッチング、経営相談、経営改善計画策定等の本業支援を積極的に実施します。また外部支援機関と連携して取り組むことでコンサルティング機能を発揮し、あらゆる経営課題解決のための支援に取り組んでまいります。

〈取組体制〉

営業エリアを5ブロックに分け、地域創生部・営業統括部の職員を中心に、営業店と協働でお取引先のライフステージに応じた本業支援を実施しています。下記支援機関とも連携・協調してお取引先の経営課題解決に取り組んでまいります。

主な連携先

沼津商工会議所、各地商工会、沼津地域中小企業支援センター、ぬまサポ、静岡県信用保証協会、静岡県中小企業団体中央会、静岡県事業承継・引継ぎ支援センター、信金キャピタル、JETRO、静岡県国際経済振興会、沼津工業高等専門学校、静岡大学、静岡県立大学、ハローワーク、ポリテクセンター静岡 など

取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

ベンチマーク

(2025年3月末時点)

当金庫が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況	(単位：社、件)		条件変更数	好調先	順調先	不調先		
	中小企業の条件変更先に係る経営改善計画の進捗状況		765	8	34	723		
当金庫が関与した創業、第二創業の件数	当金庫が関与した創業件数		69					
	当金庫が関与した第二創業件数		—					
ライフステージ別の与信先数(先数単体ベース)、および、融資額	(単位：社、億円)		全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
	ライフステージ別の与信先数		4,038	—	890	1,880	189	1,079
	ライフステージ別の与信先に係る事業年度末の融資残高		1,806	—	299	639	36	832
当金庫が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数および融資額、および、全与信先数および融資額に占める割合(先数単体ベース)	(単位：社、億円、%)					先数	融資残高	
	事業性評価に基づく融資を行っている与信先数および融資残高					239	327	
	上記計数の全与信先数および当該与信先の融資残高に占める割合					5.9%	18.1%	

中小企業のライフステージに応じたサポート

① ビジネスマッチング

お客さまの新たなニーズ(受発注や連携等)を掲載した「ビジネスマッチングガイドブック」を毎年発刊し、年間を通じてタイムリーなビジネスマッチングを実施しております。

ビジネスマッチングガイドブックには受発注企業や一押し商品、ファーマーミングビジネスのほか、ご支援いただいている地域経済団体や相談機関が掲載されており、事業拡大・事業強化・事業合理化・事業承継等の課題を解決していくための有効なツールとしてもご利用いただけます。

商談件数 **223件**
成約件数 **70件**

② 沼津地域中小企業支援センター(毎週月・水・金曜日に開所)

沼津商工会議所内の沼津地域中小企業支援センターへ地域創生部の職員をコーディネーターとして派遣して創業支援・経営革新申請支援を行っております。ご利用の際は、沼津商工会議所へご予約願います。

相談件数 **373件**
創業数 **23件**

③ 経営相談会

地域の提携経営コンサルタントが定期的に各営業店を巡回する形式で実施しております。原則、毎月2回・木曜日に営業店巡回型で開催いたしますので、ご利用の際はお取引店舗を通じてご予約願います。

開催回数 **16回**
相談者 **26件**

④ 富士山麓ビジネス商談会

販路拡大、新規取引先の創出、新たなパートナーの発掘などの機会を提供し、地域経済の活性化に寄与していくことを目的として、毎年1回事前調整型の商談会を実施しております。静岡県東部4信金(沼津、富士、三島、富士宮)が協同して実施することで地域内企業の受注機会の増加を図っております。

参加社数 **245社**
商談件数 **422件**

⑤ 事業承継支援・M&A支援

静岡県事業承継・引継ぎ支援センターと連携して事業承継・M&Aに関する支援を実施しております。お客さまのところへ直接訪問する形式のほか、沼津トラストビルで無料相談会(8月・1月を除く毎月第3火曜日)を開催しております。ご利用の際は、お取引店舗を通じてご予約願います。

事業承継・M&A支援先 **57先**

⑥ 2024年度経営支援実績

① 経営改善計画策定先

経営改善計画策定支援を実施した先は37先で、そのうち年度内に計画策定に至った先は21先となりました。

② 経営支援実績

(単位:先数)

(単位:%)

	期中 債務者数 A	うち 経営改善支援 取り組み先数 α	αのうち期末に 債務者区分がランク アップした先数 β	αのうち期末に 債務者区分が変化 しなかった先数 γ	αのうち再生計画を 策定している 全ての先数 δ	経営改善 支援 取り組み率 α/A	ランク アップ率 β/α	再生計画 策定率 δ/α	
正常先 ①	2,913	9		8	1	0.3%		11.1%	
要 注 意 先	うちその他要注意先 ②	691	68	10	55	33	9.8%	14.7%	48.5%
	うち要管理先 ③	7	2	0	2	2	28.6%	0.0%	100.0%
破綻懸念先 ④	299	44	1	43	33	14.7%	2.3%	75.0%	
実質破綻先 ⑤	67	0	0	0	0	0.0%	—	—	
破綻先 ⑥	5	0	0	0	0	0.0%	—	—	
小 計(②~⑥の計)	1,069	114	11	100	68	10.7%	9.6%	59.6%	
合 計	3,982	123	11	108	69	3.1%	8.9%	56.1%	

※期中債務者数は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンなどの先は含めておりません。

⑦ 補助金・助成金等申請支援

ものづくり補助金、経営力向上計画、先端設備等導入計画、経営革新計画等の計画策定および申請書策定支援を実施しております。

申請件数 **58件**

⑧ めましんビジネス塾

若手経営者ならびに後継者を対象として、地域内のリーダー養成を目指し開講しております。1回4時間、通算5回の講義で2024年度は9名の受講者、通算341名の受講者を輩出しております。2025年度もビジネスについて実践企業との協働を通じて、気づきを得ることを目的に開講予定です。



⑨ 知的財産活用支援

知的財産アナリスト(常駐)による知財戦略の構築、知的財産がビジネスに貢献できる潜在的可能性の調査、最新の技術情報等に関する提供等のサポートを行っております。また、毎週火・木曜日は沼津商工会議所内の沼津市知的財産相談センターにて、知的財産に関するさまざまなご相談にお応えしております。

相談件数
106件

⑩ 新現役交流会

関東経済産業局と連携し、中小企業と経験豊富なマネジメントメンター(企業OB等)とのマッチング会を開催しております。

第6回沼津信用金庫 新現役交流会実績 (2025年2月6日~7日 対面・オンライン開催)

参加企業数	参加マネジメントメンター	面談数
12社	33名	33面談

⑪ 人材マッチング

深刻な人材不足を解消する為、当金庫では以下の支援機関と連携し、お客さまの人材に関する課題解決に向けて、有料職業紹介・無料職業紹介、さらには副業人材のマッチング等のご提案を行っております。

主な連携先

ハローワーク、ポリテクセンター静岡、産業雇用安定センター、静岡U・Iターン就職サポートセンター、自衛隊援護協会、沼津高専卒業生のUターン就職先情報提供、静岡県立工科短期大学、静岡県国際経済振興会、しずおかジョブステーション、株式会社リクルート、パーソルキャリア株式会社、株式会社みらいワークス、ヒューレックス株式会社、株式会社パソナ、ミイダス株式会社

地方創生への取り組み状況

「まち・ひと・しごと創生法」の施行により、都道府県や市町村は地方創生に向けた「地方版総合戦略」に基づいた取り組みを開始しております。「地方創生」は当金庫の重要な経営方針の1つであり、静岡県および本店所在地である沼津市をはじめとした当金庫エリア内7市5町と連携・協力し、地域経済・地域社会の活性化・発展への支援をしております。

パートナーシップ協定による連携

地域発展への寄与および促進を目的に8市町とパートナーシップ協定を締結し、地方創生に資する連携・協力しております。

主な連携事項

- ・地域振興に関すること
- ・中小企業支援に関すること
- ・防災・減災に関すること

提携先

沼津市、三島市、御殿場市、裾野市
伊豆市、清水町、長泉町、小山町

2024年度の市町での主な関与事業

市町名	事業名
沼津市	中小企業振興協議会
御殿場市	御殿場市農家民宿推進協議会
清水町	中小企業訪問調査事業
長泉町	ワンストップ経営相談窓口
小山町	小山町ふじのくにのフロンティアを拓く取組推進協議会

経営管理体制

コンプライアンス(法令等遵守)体制

当金庫は、地域の中小企業と地域住民のための金融機関として、その社会的責任および公共的使命を自覚し、法令等遵守の徹底を経営の最重要課題の一つと位置付けています。

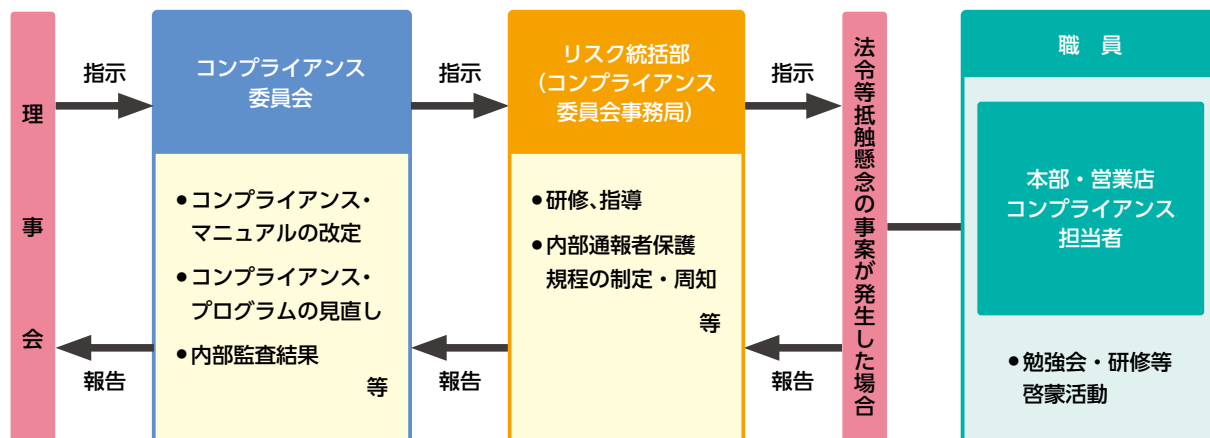
地域の皆さまからの信頼を得るためには、全役職員が法令・金庫内の諸ルール・社会規範を遵守することはもとより、社会良識と高い企業倫理をもって職務を遂行することが求められています。

この認識のもと「沼津信用金庫倫理憲章」を策定し、役職員が遵守すべき倫理基準を明確にして行動の徹底を図っております。今後も、信用金庫としての社会的使命を全うし、地域の負託に応えるべく、コンプライアンス体制の一層の整備・徹底に取り組んでまいります。

沼津信用金庫 倫理憲章

- | | |
|--|--|
| <p>1. 当金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任
当金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。</p> <p>2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献
経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティレベルにも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。</p> <p>3. 法令やルールの厳格な遵守
あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。</p> <p>4. 地域社会とのコミュニケーション
経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。</p> | <p>5. 役職員の人権の尊重等
役職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。</p> <p>6. 環境問題への取り組み
資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。</p> <p>7. 社会貢献活動への取り組み
信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。</p> <p>8. 反社会的勢力の排除
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除する。</p> |
|--|--|

コンプライアンス体制概念図



各種基本方針

内部統制システムの基本方針

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号ならびに信用金庫法施行規則第23条に基づき、「内部統制システムの基本方針」を定め、以下の方針に従って業務の健全性・適切性を確保するための体制整備を進め、その実効性の確保に努めています。

- | | |
|---|--|
| 1. 理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 | 7. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性および当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項 |
| 2. 理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制 | 8. 監事への報告に関する体制 |
| 3. 当金庫の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 | 9. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 |
| 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 | 10. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項 |
| 5. 当金庫およびその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制 | 11. その他金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制 |
| 6. 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項 | |

業務継続基本計画の目的と基本方針

当金庫は、業務継続が困難となる危機の発生時において、お客さま・役職員の安全確保および二次災害(被害拡大)の防止に努めつつ、優先的に継続すべき重要な業務の継続を図ることを目的として業務継続基本計画を策定し、次の事項を基本方針といたします。なお、基本方針は、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて適宜見直すものいたします。

1. 地域住民の生活や経済活動の維持に必要な金融サービスを提供します。
2. 当金庫の決済不能を防止し、社会全体への決済面での混乱拡大を抑制します。
3. 金融機関としての経営面でのリスクを軽減します。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、静岡県企業防衛対策協議会、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策

国際的なテロの脅威が増すなか、犯罪やテロ行為につながる資金を断つことは国際社会の喫緊の課題であり、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策(以下、「マネロン等対策」という。)の重要性はこれまで以上に高まっています。

当金庫は、マネロン等対策を、法令上の規程を遵守するとどまらず、広く経営上の重要な課題として位置づけ、全職員に対して理事長自ら明確な姿勢・方針を示し、第1の防衛線である営業部門、第2の防衛線である管理部門、第3の防衛線である内部監査部門という3つの防衛線で管理する態勢としています。

また、「マネロン・テロ資金供与対策対応委員会」を立ち上げ、経営陣が主導してリスクベースアプローチに基づいたリスクの低減策を実行に移し、「取引時確認」「疑わしい取引の届出」「資産凍結等経済制裁対象者」の管理徹底ならびに役職員へのマネロン等対策外部講師研修・通信講座実施等の対策に取り組んでいます。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー

沼津信用金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融(以下、「マネロン等」という。)の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、およびリスクの特定・評価・低減に係る各種取り組みを主導します。

2. 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の主管部を設置し、専門性を有する人材の配置および必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

また、当金庫グループにおけるマネロン等対策について、グループ一体的に管理・推進するため、グループ会社間での整合的な態勢の整備や情報共有に取り組めます。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方に基づき、国によるリスク評価(犯罪収益移転危険度調査書)および当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点からリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4. お客さまの管理方針

新規取引開始時およびお客さま情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。

また、当金庫がお客さまや取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。

なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証跡資料等の提出を求めます。

5. 疑わしい取引の届出

営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、お客さまの申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

6. 経済制裁および資産凍結

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

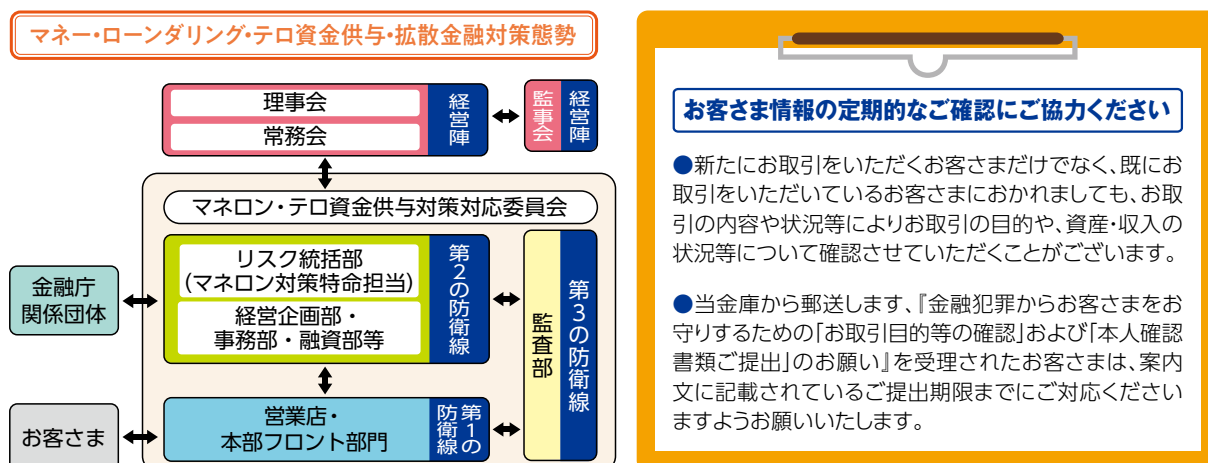
8. 実効性の検証

マネロン等リスク管理態勢について、主管部による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的に実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

9. お客さまからの理解促進

新規取引開始時および取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等についてお客さまから理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取り組めます。

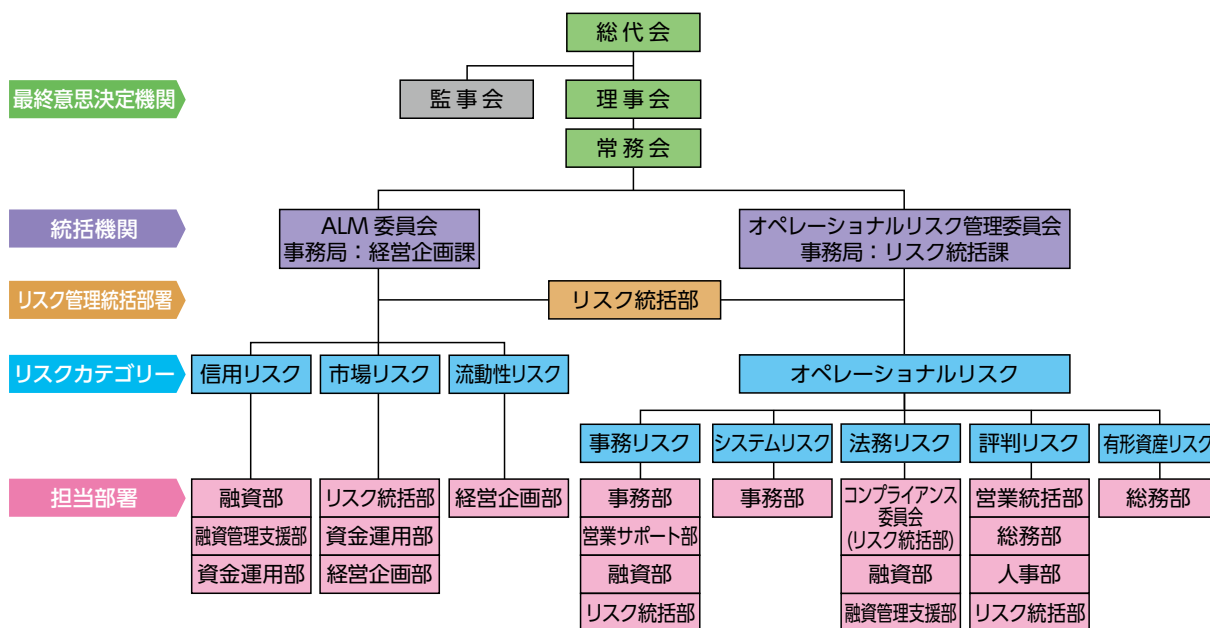
以上



リスク管理体制

お客様のニーズに合わせて、業務内容が多様化・複雑化するなか、健全な経営の維持や安定的な収益の確保に向けて、リスク管理の強化・高度化が非常に重要となっております。当金庫では、定量化されたリスクを統合的に管理するALM委員会と、定性的なオペレーショナルリスクを統括管理するオペレーショナルリスク管理委員会を設置し、リスクをその特性に応じて適切に管理することはもとより、それらのリスクを統合的に評価し、組織全体として許容できる範囲にコントロールする統合的リスク管理に努めております。

リスク管理に関する体系図



業務担当 本部各部・営業店

信用リスク	取引先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消滅し、損失を被るリスクをいいます。融資取引先の実態を、財務面・経営内容・技術力等を含む総合的観点で把握し、適正な融資審査を行うため、各種研修の実施や専門家派遣制度・経営コンサルタント等の有効活用に努めております。
市場リスク	金利や為替、株価等の変動により保有資産の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。適切なリスクコントロールを行い、市場部門の収益の安定化と資産の健全性の確保を図るとともに、職責の分離を明確化し相互牽制体制を確保しております。
流動性リスク	市場流動性リスクと資金繰りリスクのことをいいます。市場の状況や現状の資金繰り、基準とする支払準備率の把握を行い、資金調達可能額を的確に把握管理し、非常時においても安定的な資金を供給できる体制を確保しております。
事務リスク	役職員が正確な事務を怠ることで生じる事故や不正等により損失を被るリスクのことをいいます。当金庫では、事務処理水準の向上を図るため、内部規程の整備を進めるとともに、本部監査部門による営業店および本部に対する監査を定期的実施しております。
システムリスク	コンピューターシステムの障害や誤作動、システムの不備などに伴う不正利用や情報漏洩等により損失を被るリスクをいいます。システム運用の安全対策を経営の重要課題と位置づけ、情報資産の保護や外部委託に関する管理体制の整備、災害や事故等によるシステム停止に対する対策構築等により、安全で良質なサービスの提供を図っております。また、当金庫およびお客様の情報資産等を適切に管理・保護を行う、サイバーセキュリティ管理体制も整備しております。
法務リスク	金庫の経営・取引等に係る法令・庫内規程等に違反する行為や、その恐れのある行為の発生により信用が失墜し、損失を被るリスクをいいます。当金庫は、役職員全員に行動規範の徹底や倫理意識の高揚を意識づけ、法令等遵守行為違反の防止に努めております。
評判リスク	当金庫の信用に悪影響を及ぼす評判が広まることにより、損失を被るリスクをいいます。当金庫では、経営の健全性の確保はもとより、利便性や業績の向上により信頼度・親密度の向上を図っており、苦情に対しても経営陣への迅速な報告や関係各部署での連携により、速やかに業務に反映させる体制をとっております。
有形資産リスク	災害等により有形資産に毀損、損失を被るリスクをいいます。当金庫では、「コンティンジェンシープラン」や各防災マニュアル等を整備するとともに、定期的に危機管理訓練を実施するなど、不測の事態に備えた体制の整備に努めております。

顧客保護体制

金融ADR制度への対応

苦情処理措置

当金庫はお客さまからの相談・苦情等(以下「苦情等」)のお申し出に公正かつ確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または下記お客さまサポートダイヤルへお申し出ください。

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に下記お客さまサポートダイヤルまたは全国しんきん相談所にお申し出があれば、静岡県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫お客さまサポートダイヤル」にお尋ねください。

名称	住所	電話番号	受付日	受付時間	受付媒体	
沼津信用金庫 お客さまサポートダイヤル	〒410-8610 沼津市大手町5-6-16	フリーダイヤル 0120-409-011	月～金(祝日、 12月31日～ 1月3日を除く)	9:00～17:00	電話、手紙 面談、メール*	
全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファースト フィナンシャルビル11階	03-3517-5825	月～金(祝日、 12月31日～ 1月3日を除く)	9:00～17:00	電話、手紙 面談	
静岡県弁護士会 あっせん・仲裁センター	〒410-0832 沼津市御幸町24-6 静岡県東部法律会館内	055-931-1848 (沼津支部)	月～金(祝日、 年末年始除く)	10:00～12:00 13:00～16:00	電話、手紙 面談	
東京三 弁護士会	東京弁護士会 紛争解決センター	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関1-1-3 弁護士会館6階	03-3581-0031	月～金(祝日、 年末年始除く)	9:30～12:00 13:00～16:00	電話、手紙 面談
	第一東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関1-1-3 弁護士会館11階	03-3595-8588	月～金(祝日、 年末年始除く)	10:00～12:00 13:00～16:00	電話、手紙 面談
	第二東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関1-1-3 弁護士会館9階	03-3581-2249	月～金(祝日、 年末年始除く)	9:30～12:00 13:00～17:00	電話、手紙 面談

お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

* メールの場合、当金庫ホームページ「お問い合わせ」をご利用ください。

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、金融ADR制度も踏まえ、内部管理体制等を整備して苦情等の解決を図り、当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

業務運営方針

お客さま本位の業務運営に関する基本方針

沼津信用金庫は、当金庫の企業理念である「地域のみなさまの夢を育て、質の高いサービスを提供します」に基づき、お客さまの資産形成・運用におけるお客さま本位の業務運営の定着を図るため、基本方針を策定し公表してまいります。またこの基本方針のもと、定期的にその進捗状況を検証し、取り組みの見直しと改定を行ってまいります。

- | | |
|--|--|
| <p>I. 当金庫はライフステージにマッチしたサービスを提供することでお客さまの最善の利益の追求に努めてまいります(原則2)
地域金融機関として、お客さまへ寄り添い経済的な繁栄への助力となるのが本質であり、お客さまの幅広いニーズに応じられる様に努めてまいります。</p> <p>II. 当金庫は利益相反の適切な管理を行ってまいります(原則3)
お客さまにとって利益が不当に害されるおそれのある取引がないよう、適切に管理してまいります。</p> <p>III. 当金庫はお客さまへ理解していただけるよう手数料等の明確化を行ってまいります(原則4)
お客さまに直接ご負担いただく手数料のほか、信託報酬など間接的にかかるものを含めて「手数料の見える化」を主眼とした、お客さまにとって分かりやすい丁寧な説明を行ってまいります。</p> <p>IV. 当金庫は重要な情報の分かりやすい提供に努めてまいります(原則5)
金融商品・サービスの提案・販売等にかかる重要な情報をお客さまに正しく理解していただくために分かりやすい丁寧な説明を行ってまいります。</p> | <p>V. 当金庫はお客さまにふさわしいサービスの提供を行ってまいります(原則6)
金融商品の販売をはじめとした業務運営において、お客さまの投資の経験・知識・財産状況・投資目的などをよくふまえて、真にお客さまの利益に資するサービス・商品の提案や相談を承ってまいります。</p> <p>VI. 当金庫は職員に対する適切な動機づけの枠組みを実施し、適切なガバナンス体制の整備に努めてまいります(原則7)
より高いコンサルティング能力の発揮に向け、各種法令・業務知識の修得および各種研修を実施し、説明能力等の育成に努めてまいります。
また、お客さま本位の業務運営への積極的な推進につながる評価体系を構築してまいります。</p> |
|--|--|

金融商品販売に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供および利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

- | | |
|--|--|
| <p>1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。</p> <p>2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。</p> <p>3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。</p> | <p>4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。</p> <p>5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、窓口またはお客さまサポートダイヤルまでお問い合わせください。</p> <p>6. 当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定および加入者等に対する提示の義務」および「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に関して本勧誘方針を準用いたします。</p> |
|--|--|

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。.)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

- | | |
|--|---|
| <p>1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。</p> <p>2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
(1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
(2) ①から③のほか、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引</p> <p>3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。</p> | <p>(1) 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
(2) 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
(3) 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
(4) 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法</p> <p>4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。
また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。</p> <p>5. 当金庫は、利益相反管理体制の適切性および有効性について定期的に検証します。</p> |
|--|---|

総代会制度

総代会制度について

総代会は会員の皆さまのご意見を適正に反映させるための開かれた制度です。

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加していただくこととなりますが、当金庫では、会員数が多いため、総会に代えて「総代会制度」を採用しております。

「総代会」は、信用金庫法で定められた、決算、取扱業務の

決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関であり、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された「総代」により運営されます。

また、当金庫では、「総代会」に限定することなく、日常の事業活動を通じて会員の皆さまとのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

総代の定数・任期について

総代定数は、定款の定めにより70名以上140名以内となっており、選任する総代の定数は理事会で決定します。

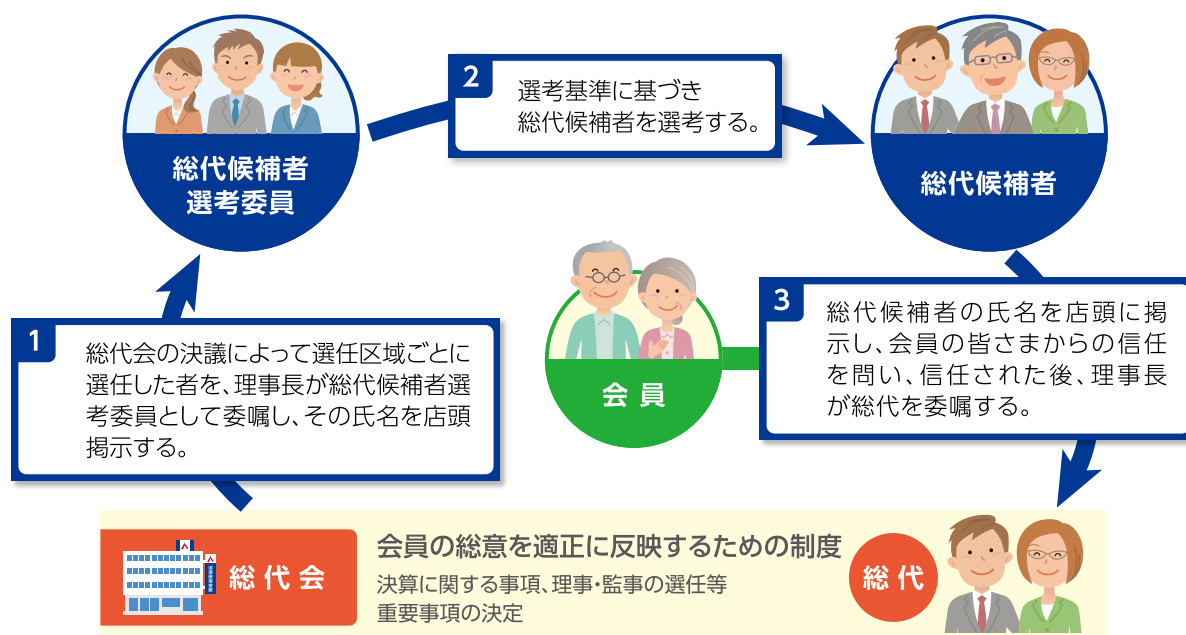
当金庫の営業地区を4カ所の選任地区に分け、地区ごとの会員数に応じて各選任地区の総代定数を定めております。
(具体的な地区割・定数は「総代の氏名・選任区域」のとおりです。)

総代の任期は、選任された年の9月1日から3年後の8月31日までとなっております。

総代の定年は、総代選任規程にて70歳となっております。
(但し、1998年9月以降新任された総代より適用。なお、旧駿河信用金庫の総代については、2004年8月以降新任された総代より適用。)

総代の選任方法について

総代は、会員の代表として会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っており、総代候補者選考基準に基づき、次の手続きを経て適正に選任されます。



総代候補者の選考基準について

(1)資格要件

・当金庫の個人会員であること

(2)適格要件

- ・総代として相応しい見識を有していること
- ・良識を持って正しい判断ができる方
- ・地域における信望が厚く、総代として相応しい方
- ・地域での居住年数が長く、人縁関係が深い方
- ・行動力があり、積極的な方
- ・人格、見識に秀で、当金庫の発展に寄与できる方
- ・金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との密接な取引関係を有する方

(3)その他(次項に該当する場合は原則として再任しないものとする)

- ・当金庫との取引が疎遠または、解消された場合
- ・総代として相応しくない状態になった場合
- ・市町村長・県会議員以上の選挙立候補もしくは当選した方
- ・任期満了日現在の年齢満70歳に達した場合は、その任期の満了をもって終わるものとする。(但し、1998年9月以降新たに選任された総代より適用する。なお、旧駿河信用金庫の総代については、2004年8月以降新たに選任された総代より適用。)

第75期 通常総代会決議のご報告

2025年6月17日開催の第75期通常総代会において付議された下記の各議案は、原案通り承認可決されました。

記

〈報告事項〉

第75期業務報告、貸借対照表および損益計算書報告の件

〈決議事項〉

第1号議案

剰余金処分案承認の件

第2号議案

定款一部変更の件
(駅北支店統廃店に伴う従たる事務所の表示変更)

第3号議案

理事3名選任の件(内藤淳一、野村慈英、鈴木大介、以上新任の3名が理事に選任され就任いたしました。)

第4号議案

退任理事に対する退職慰労金贈呈の件

第5号議案

定款第15条に基づく会員の法定脱退の件

以上

総代の氏名・選任区域

任期は、2022年9月1日から2025年8月31日
(氏名右横の数字は就任回数 敬称略、五十音順)

区略	区域	人数	氏名																																											
第1区	沼津市東海道本線以北 但し、東海道本線によって 分断される次の地域は 以南も編入する。 大岡	23	浅沼 直之②	天野 能孝②	石渡 健太郎①	大川 義明①	大友 保志③	片野 浩一④	加藤 伸太郎①	木村 治司③	樽林 武臣⑧	菅原 成治②	杉本 雅俊⑨	杉山 敏正②	鈴木 典之⑥	清 マキ③	高安 りみ子⑥	辻村 浜夫⑨	土屋 英治⑤	椿 真吾③	野秋 和弘⑥	松井 秀夫②	三輪 俊城⑨	山崎 裕章②	山本 貢司⑦																					
第2区	沼津市東海道本線以南 但し、東海道本線によって 分断される次の地域は 以北も編入する。 大手町一丁目、三芳町 片浜地区、原地区	25	伊藤 栄章⑨	植松 孝康①	宇野 統彦⑨	梅島 佐一⑥	加藤 浩一郎②	笹原 勝美⑨	杉山 雄一③	田澤 穆⑫	田村 雄一④	土井 宣博③	友田 美千代②	名取 正純④	新田 正直④	萩原 誠②	長谷川 剛二④	畠山 昭夫④	花村 弘⑩	坂東 功一⑰	一杉 稔夫④	藤田 達男⑪	眞野 幸正②	安田 和訓①	山本 一博①	山本 豪彦④	渡邊 勇人②																			
第3区	御殿場市、駿東郡小山町	44	青木 守②	池谷 正徳⑦	井上 元⑦	大川 一浩③	小野 寛幸⑦	小野 盛久③	勝間田 信輔⑥	勝俣 清一⑪	勝又 敏雄⑫	勝又 秀雄⑧	勝亦 英樹⑦	勝又 洋⑧	勝又 誠⑧	勝間田 誠①	勝亦 政和①	勝俣 充徳⑤	勝又 義文⑪	澁谷 一⑦	菅沼 久⑮	菅沼 正光⑦	杉山 敬尚③	杉山 芳三⑧	鈴木 禎夫⑦	鈴木 学③	鈴木 雄一郎②	高村 嘉光⑤	高森 茂生⑤	田代 和美⑦	立道 浩幸①	坪口 榮二⑨	外山 恵市②	長島 晃一⑨	成島 淳①	根上 義典⑪	野木 淳一①	野村 弘徳③	林 則夫④	松井 裕⑦	矢後 芳博③	山内 剛②	横山 貴英①	米山 恒久①	和太 宝②	渡邊 幸男①
第4区	裾野市、三島市 駿東郡長泉町 駿東郡清水町 富士市、田方郡函南町 伊豆の国市、伊豆市 神奈川県足柄下郡箱根町	30	浅倉 幸久①	足立 勝美⑤	伊藤 毅④	伊藤 良男④	内田 豪④	江部 徳朗③	大庭 泰司②	岡田 順二④	河西 拓真②	勝又 祐一郎②	齋 秀之③	三枝 文昭⑦	佐藤 英行②	庄司 政史①	須賀 亮介②	鈴木 一史①	鈴木 規仁③	二ノ宮 善明⑥	野田 弘之①	羽田 昭⑧	原 衛⑨	福島 信政④	古谷 勝①	松浦 一則②	村田 忠嗣④	室伏 哲也⑤	山口 和之②	山田 繁②	渡邊 悦朗②	渡辺 雄二⑫														
合計			122																																											

【総代の属性等別構成比】

職業別／法人代表者93.5% 個人事業主4.9% その他1.6%
年代別／40代7.4% 50代24.6% 60代41.0% 70代22.1% 80代4.9%
業種別／製造業24.6% 建設業18.9% 小売業13.9% その他サービス業30.3% 不動産業8.2% その他4.1%

2025年6月17日現在

財務諸表

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	2023年度	2024年度
(資産の部)		
現 金	3,367	3,685
預 け 金	79,938	64,182
買入金銭債権	34	21
有 価 証 券	285,159	288,742
国 債	42,451	48,181
地 方 債	47,662	50,243
社 債	84,168	86,868
株 式	6,748	8,533
その他の証券	104,127	94,915
貸 出 金	231,918	239,921
割 引 手 形	874	418
手 形 貸 付	7,973	9,454
証 書 貸 付	206,825	212,031
当 座 貸 越	16,245	18,016
そ の 他 資 産	4,358	4,320
未決済為替貸	218	195
信金中金出資金	2,874	2,874
前 払 費 用	13	9
未 収 収 益	945	945
その他の資産	305	295
有 形 固 定 資 産	5,268	5,147
建 物	1,895	1,996
土 地	2,894	2,763
建 設 仮 勘 定	1	2
その他の有形固定資産	477	384
無 形 固 定 資 産	157	246
ソフトウェア	114	203
その他の無形固定資産	42	43
前払年金費用	1,752	1,844
繰延税金資産	1,077	4,665
債務保証見返	1,703	1,374
貸 倒 引 当 金	△ 2,869	△ 2,501
(うち個別貸倒引当金)	(△ 2,371)	(△ 2,236)
資産の部合計	611,869	611,650

(単位:百万円)

科 目	2023年度	2024年度
(負債の部)		
預 金 積 金	566,356	570,142
当 座 預 金	10,429	10,874
普 通 預 金	252,996	258,406
貯 蓄 預 金	1,096	1,024
通 知 預 金	453	862
定 期 預 金	279,388	278,273
定 期 積 金	18,739	16,292
その他の預金	3,253	4,409
借 用 金	800	5,000
借 入 金	800	500
当 座 借 越	-	4,500
そ の 他 負 債	1,199	1,533
未決済為替借	299	196
未 払 費 用	278	504
給付補てん備金	3	2
未払法人税等	130	167
前 受 収 益	40	44
払 戻 未 済 金	6	6
払 戻 未 済 持 分	7	7
職 員 預 り 金	272	294
資産除去債務	58	63
その他の負債	102	244
賞 与 引 当 金	254	256
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	141	159
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	30	28
偶 発 損 失 引 当 金	85	72
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	116	97
債 務 保 証	1,703	1,374
負債の部合計	570,688	578,664
(純資産の部)		
出 資 金	696	690
普 通 出 資 金	696	690
利 益 剰 余 金	42,178	43,828
利 益 準 備 金	699	696
そ の 他 利 益 剰 余 金	41,478	43,131
特 別 積 立 金	39,135	41,135
(うち経営安定化積立金)	(16,300)	(16,300)
(うち固定資産圧縮積立金)	(64)	(64)
当 期 未 処 分 剰 余 金	2,343	1,996
処 分 未 済 持 分	△ 0	△ 0
会 員 勘 定 合 計	42,874	44,517
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 1,957	△ 11,743
土 地 再 評 価 差 額 金	263	211
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 1,694	△ 11,531
純資産の部合計	41,180	32,985
負債および純資産の部合計	611,869	611,650

財務諸表

損益計算書

(単位:千円)

科 目	2023年度	2024年度
経常収益	9,480,353	9,867,343
資金運用収益	7,209,506	7,472,336
貸出金利息	2,877,655	3,096,462
預け金利息	219,291	248,481
有価証券利息配当金	3,849,304	4,023,141
その他の受入利息	263,254	104,250
役務取引等収益	597,210	651,908
受入為替手数料	260,499	276,789
その他の役務収益	336,710	375,119
その他業務収益	660,112	737,054
国債等債券売却益	620,807	670,113
その他の業務収益	39,304	66,941
その他経常収益	1,013,524	1,006,044
貸倒引当金戻入益	545,131	167,658
株式等売却益	466,443	825,453
その他の経常収益	1,949	12,931
経常費用	7,140,102	7,629,882
資金調達費用	173,422	501,472
預金利息	168,082	490,309
給付補てん備金繰入額	1,855	2,434
借入金利息	2,055	7,253
その他の支払利息	1,429	1,474
役務取引等費用	451,346	473,774
支払為替手数料	70,039	71,054
その他の役務費用	381,307	402,720
その他業務費用	837,644	922,630
国債等債券売却損	457,639	471,257
国債等債券償還損	377,090	448,411
その他の業務費用	2,914	2,961

(単位:千円)

科 目	2023年度	2024年度
経費	5,581,650	5,707,977
人件費	3,507,077	3,559,933
物件費	1,912,264	1,976,812
税金	162,308	171,231
その他経常費用	96,038	24,027
株式等売却損	78,879	22,442
その他の経常費用	17,159	1,585
経常利益	2,340,251	2,237,461
特別損失	37,910	118,439
固定資産処分損	20,296	118,439
減損損失	17,613	-
税引前当期純利益	2,302,340	2,119,021
法人税、住民税および事業税	368,574	424,421
法人税等調整額	63,905	68,802
法人税等合計	432,480	493,223
当期純利益	1,869,860	1,625,797
繰越金(当期首残高)	473,419	318,602
土地再評価差額金取崩額	-	51,967
当期末処分剰余金	2,343,279	1,996,367

剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	2023年度	2024年度
当期末処分剰余金	2,343,279,133	1,996,367,222
積立金取崩額	3,146,000	6,392,500
利益準備金限度超過取崩額	3,146,000	6,392,500
剰余金処分額	2,027,822,607	1,527,600,439
利益準備金	-	-
普通出資に対する配当金	(年4%) 27,822,607	(年4%) 27,600,439
特別積立金	2,000,000,000	1,500,000,000
繰越金(当期末残高)	318,602,526	475,159,283

監査法人による監査

2025年6月17日開催の第75回通常総代会で報告を行った貸借対照表、損益計算書および承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の第2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類等に基づき記載内容を一部変更するとともに、様式を一部変更して作成しております。

2024年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2025年6月18日

沼津信用金庫
理事長

鈴木 俊一

財務諸表

■ 貸借対照表注記

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))ならびに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～39年
その他の有形固定資産	2年～50年

5. 自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
6. 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)にかかる債権およびそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)にかかる債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)にかかる債権のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権で、債権の元本の回収および利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができると見られる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。これ以外の債務者に対する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者(以下、「要注意先」という)のうち、当該債務者の債権の全部または一部が要管理債権である債務者(以下、「要管理先」という)に対する債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要管理先以外の要注意先および業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者(以下、「正常先」という)に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。

予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間を1算定期間とし、過去の一定の算定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき、将来見込みに応じて必要な修正を加えた予想損失率によって算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によるおります。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況および制度全体の拠出等に占める当金庫の割合ならびにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項(2024年3月31日現在)	
年金資産の額	1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額	
と最低責任準備金の額との合計額	1,853,684百万円
差引額	△21,384百万円

- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(2024年3月31日現在)
0.4655%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円および別途積立金113,239百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金84百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当事業年度未要支給額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13. 固定資産に係る控除対象外消費税等は[その他の資産]に計上し、5年間で均等償却を行っております。
14. 重要な会計上の見積り

貸倒引当金の計上

(1)計算書類等に計上した金額

貸倒引当金 2,501百万円

(2)見積りの内容に関するその他の情報

①見積り金額の算出に用いた仮定

債務者区分の判定における債務者の将来の業績見通しについて、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、将来の業績見通しに対する仮定を置いています。

②見積り金額の算出方法

貸倒引当金の算定方法は、「7.貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

③翌事業年度の計算書類等に与える影響

物価高や人手不足等の経済環境や債務者の経営環境等の変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、債務者区分、キャッシュ・フローの見積りまたは予想損失率の変更により引当額が増減し、計算書類等に重要な影響を与える可能性があります。

15. 理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債権総額 56百万円
16. 子会社等の株式総額 10百万円
17. 子会社等に対する金銭債務総額 91百万円
18. 有形固定資産の減価償却累計額 5,298百万円
19. 信用金庫法および金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還および利息の支払の全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息および仮払金ならびに債務保証見返の各勘定に計上されるものならびに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借または賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権額 1,962百万円

危険債権額 12,265百万円

三月以上延滞債権額 一百万円

貸出条件緩和債権 831百万円

合計額 15,059百万円

破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

20. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形および荷付為替手形は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は418百万円であります。

21. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
預け金(信金中金定期預金)	18,000百万円
有価証券	500百万円
担保資産に対応する債務	
預金(別段預金)	332百万円
借入金	5,000百万円
上記のほか、為替決済の担保として預け金(信金中金定期預金)7,000百万円を差し入れております。	

22. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条に定める固定資産税評価額、路線価に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 579百万円

23. 出資1口当たりの純資産額 4,783円03銭

24. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託および株式であり、満期保有目的、純投資目的および事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、融資関係取扱規程および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的にALM委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況についても、ALM委員会がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則および要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的にはALM委員会において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、ALM委員会において管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。

このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は資金運用部を通じ、理事会およびALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間60日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、2025年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で9,763百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

また、再評価法により計測した金利リスク量は、上方パラレルシフト100bpで定期性預金4,474百万円、要求払預金3,324百万円、貸出金△4,148百万円、預け金△2,043百万円となります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

信用リスク・市場リスク・流動性リスクに関する事項は、ALM委員会等で協議する体制としております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等および組合出資金は、次表に含めておりません(注2参照)。また、買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、外国為替(資産・負債)、売渡手形、コールマネー、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金ならびにコマースルペーパーは、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金	64,182	62,854	△1,327
(2) 有価証券	287,138	286,655	△483
満期保有目的の債券	9,400	8,916	△483
その他有価証券(*1)	277,738	277,738	-
(3) 貸出金(*2)	239,921		
貸倒引当金(*3)	△2,428		
	237,493	239,264	1,771
金融資産計	588,814	588,774	△40
(1) 預金積金	570,142	567,331	△2,810
金融負債計	570,142	567,331	△2,810

(*1) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日)第24-3項および第24-9項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*2) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格または公表されている基準価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、元利金の合計額を市場金利(インプライドフォワードレート)で割り引いた金額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュフローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(注2)市場価格のない株式等および組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社等株式(*1)	10
非上場株式(*1)	14
信金中央金庫出資金(*1)	2,874
組合出資金(*2)	1,579
合 計	4,478

(*1)子会社等株式、非上場株式および信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2)組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	14,000	32,500	4,000	10,500
有価証券	15,268	61,998	111,997	81,166
満期保有目的の債券	2,400	800	3,200	3,000
その他有価証券のうち満期があるもの	12,868	61,198	108,797	78,166
貸出金(*)	34,750	69,957	50,339	65,996
合 計	64,018	164,455	166,336	157,662

(*1)貸出金のうち、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4)その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	405,226	164,229	381	230
合 計	405,226	164,229	381	230

(*1)預金積金のうち、要求払預金は1年以内に含めております。

26. 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、28.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国 債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社 債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小 計	-	-	-
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国 債	-	-	-
	地方債	5,300	5,218	△ 81
	社 債	-	-	-
	その他	4,100	3,698	△ 401
	小 計	9,400	8,916	△ 483
合 計		9,400	8,916	△ 483

※ 1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	6,267	4,460	1,807
	債券	3,032	3,010	21
	国債	-	-	-
	地方債	727	710	16
	社債	2,305	2,300	5
	その他	32,928	29,450	3,478
	小 計	42,229	36,921	5,307
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	2,241	2,488	△ 246
	債券	176,960	191,966	△ 15,006
	国債	48,181	54,227	△ 6,045
	地方債	44,215	47,999	△ 3,783
	社債	84,563	89,740	△ 5,177
	その他	56,307	62,934	△ 6,627
	小 計	235,509	257,390	△ 21,880
合 計	277,738	294,311	△ 16,572	

※ 1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2.上記の「その他」は外国証券および投資信託等です。

3.市場価値のない株式等および組合出資金は本表に含めておりません。

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	1,809	685	0
債券	13,386	48	61
国債	12,818	48	28
地方債	-	-	-
社債	568	0	33
その他	7,457	761	431
合 計	22,653	1,495	493

28. 減損処理を行った有価証券

売却目的の有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等および組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「①決算期末日において時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、②半年ごとの末日の時価の下落率が4回連続して30%以上50%未満となった場合、③2年連続で当期損失を計上し、かつ無配、翌期も欠損が予想される場合」としております。

なお、当事業年度における減損処理はありません。

29. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、114,452百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが13,258百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳はそれぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	517百万円
有価証券減損処理	375百万円
その他有価証券評価差額金	4,829百万円
その他	244百万円
繰延税金資産小計	5,967百万円
評価性引当額	△765百万円
繰延税金資産合計	5,201百万円

繰延税金負債

前払年金費用	503百万円
その他	32百万円
繰延税金負債合計	535百万円
繰延税金資産の純額	4,665百万円

再評価に係る繰延税金資産および繰延税金負債の内訳はそれぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

土地再評価差額金	13百万円
再評価に係る繰延税金資産小計	13百万円
評価性引当額	△13百万円
再評価に係る繰延税金資産合計	-百万円
繰延税金負債	
土地再評価差額金	97百万円
再評価に係る繰延税金負債合計	97百万円
再評価に係る繰延税金負債の純額	97百万円

追加情報

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正「所得税法等の一部を改正する法律(2025年法律第13号)」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来27.31%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については28.02%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は4百万円増加し、法人税等調整額は3百万円減少しております。

■ 損益計算書注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 8,445千円
子会社との取引による費用総額 139,700千円
- 出資1口当たりの当期純利益金額 234円51銭

経営指標

業務粗利益

(単位:千円)

区 分	2023年度	2024年度
資金運用収支	7,036,083	6,970,863
資金運用収益	7,209,506	7,472,336
資金調達費用	173,422	501,472
役務取引等収支	145,864	178,133
役務取引等収益	597,210	651,908
役務取引等費用	451,346	473,774
その他の業務収支	△ 177,531	△ 185,575
その他業務収益	660,112	737,054
その他業務費用	837,644	922,630
業務粗利益	7,004,415	6,963,421
業務粗利益率(%)	1.16%	1.15%

(注) 業務粗利益率(%) = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

業務純益

(単位:千円)

区 分	2023年度	2024年度
業務純益	1,483,251	1,238,158
実質業務純益	1,483,251	1,238,158
コア業務純益	1,697,173	1,487,714
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	1,419,885	1,296,394

(注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうち役員賞与等のような臨時的な経費等を含めないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

(単位:平均残高 百万円、利息 千円)

区 分	平均残高		利 息		利回り	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
資金運用勘定	601,703	604,872	7,209,506	7,472,336	1.19%	1.23%
うち貸出金	230,773	233,348	2,877,655	3,096,462	1.24%	1.32%
うち預け金	75,612	69,416	219,291	248,481	0.29%	0.35%
うち有価証券	293,172	299,204	3,849,304	4,023,141	1.31%	1.34%
資金調達勘定	567,708	569,157	173,422	501,472	0.03%	0.08%
うち預金積金	566,493	567,230	169,937	492,744	0.02%	0.08%
うち借入金	929	1,631	2,055	7,253	0.22%	0.44%

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2023年度548百万円、2024年度486百万円)を控除して表示しております。

その他の業務収支の内訳

(単位:千円)

区 分	2023年度	2024年度
その他業務収益	660,112	737,054
国債等債券売却益	620,807	670,113
国債等債券償還益	—	—
その他	39,304	66,941
その他業務費用	837,644	922,630
国債等債券売却損	457,639	471,257
国債等債券償還損	377,090	448,411
国債等債券償却	—	—
その他	2,914	2,961

利鞘

(単位:%)

区 分	2023年度	2024年度
資金運用利回	1.19	1.23
資金調達原価率	1.00	1.09
総資金利鞘	0.19	0.14

(注) 総資金利鞘 = 資金運用利回 - 資金調達原価率

利益率

(単位:%)

区 分	2023年度	2024年度
総資産経常利益率	0.38	0.36
総資産当期純利益率	0.30	0.26

(注) 総資産経常利益率(%) = $\frac{\text{経常利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

総資産当期純利益率(%) = $\frac{\text{当期純利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

受取利息・支払利息の増減

(単位:千円)

区 分	2023年度			2024年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	4,009	508,341	512,350	267,445	△ 4,615	262,830
うち貸出金	△ 5,018	120,185	115,167	32,406	186,401	218,807
うち預け金	12,978	71,370	84,348	△ 15,703	44,893	29,190
うち有価証券	△ 5,301	539,991	534,690	80,076	93,760	173,836
その他	1,351	△ 223,206	△ 221,855	170,667	△ 329,670	△ 159,003
支払利息	639	6,016	6,655	2,496	325,553	328,049
うち預金積金	1,396	5,855	7,251	221	322,585	322,806
うち借入金	△ 759	156	△ 603	2,221	2,976	5,197
その他	2	3	5	53	△ 8	45

(注) 残高および利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法を採用しております。

預金・貸出金に関する指標

役職員1人当りの預金および貸出金残高 (単位:百万円)

区 分	2023年度	2024年度
役職員1人当りの預金残高	1,207	1,231
役職員1人当りの貸出金残高	494	518

1店舗当りの預金および貸出金残高 (単位:百万円)

区 分	2023年度	2024年度
1店舗当りの預金残高	18,878	19,004
1店舗当りの貸出金残高	7,730	7,997

預金積金および譲渡性預金平均残高 (単位:百万円)

区 分	2023年度	2024年度
流動性預金	258,005	267,083
うち有利息預金	249,151	257,595
定期性預金	306,291	297,862
うち固定金利定期預金	306,166	297,762
うち変動金利定期預金	124	99
その他	2,196	2,283
計	566,493	567,230
譲渡性預金	-	-
合計	566,493	567,230

定期預金残高 (単位:百万円)

区 分	2023年度	2024年度
定期預金	279,388	278,273
固定金利定期預金	279,275	278,186
変動金利定期預金	112	87

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金+納税準備預金
 2. 定期性預金=定期預金+定期積金
 固定金利定期預金: 預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

預金者別預金残高 (単位:百万円)

区 分	2023年度		2024年度	
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比
個人	470,973	83.15%	470,129	82.45%
一般法人	72,275	12.76%	75,708	13.27%
金融機関	104	0.01%	160	0.02%
公 金	6,819	1.20%	7,066	1.23%
その他	16,184	2.85%	17,076	2.99%
合計	566,356	100.00%	570,142	100.00%

財形貯蓄預金残高 (単位:百万円)

科 目	2023年度	2024年度
財形貯蓄預金	292	261

貸出金平均残高 (単位:百万円)

区 分	2023年度	2024年度
手形貸付	8,059	8,689
証書貸付	207,628	208,966
当座貸越	14,224	15,007
割引手形	861	684
合計	230,773	233,348

貸出金使途別残高 (単位:百万円)

区 分	2023年度		2024年度	
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比
設備資金	78,405	33.80%	82,122	34.22%
運転資金	153,512	66.19%	157,799	65.77%
合計	231,918	100.00%	239,921	100.00%

固定金利・変動金利別貸出金残高 (単位:百万円)

区 分	2023年度	2024年度
貸 出 金	231,918	239,921
うち変動金利	140,392	149,417
うち固定金利	91,526	90,504

住宅・消費者ローン残高 (単位:百万円)

資金使途	2023年度	2024年度
住宅ローン	54,338	55,351
消費者ローン	9,521	9,828

預貸率 (単位:%)

区 分	2023年度	2024年度
期末預貸率	40.94	42.08
期中平均預貸率	40.73	41.13

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

貸出金に関する指標

貸出金・債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

科 目	2023年度		2024年度	
	貸出金	債務保証見返	貸出金	債務保証見返
当金庫預金積金	1,293	88	1,182	94
有 価 証 券	—	—	—	—
動 産	87	—	108	—
不 動 産	43,036	1,190	44,479	902
そ の 他	—	—	—	—
計	44,417	1,279	45,770	997
信用保証協会・信用保険	51,402	—	48,664	—
保 証	30,518	—	32,483	—
信 用	105,579	423	113,002	377
合 計	231,918	1,703	239,921	1,374

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

科 目	2023年度	2024年度
信 金 中 央 金 庫	1,530	1,207
(株)日本政策金融公庫	0	0
住宅金融支援機構	648	577
(株)商工組合中央金庫	54	72
福 祉 医 療 機 構	15	9
そ の 他	0	0
合 計	2,249	1,867

貸出金業種別残高

(単位:百万円)

種 別	2023年度			2024年度		
	貸出先数	残 高	構 成 比	貸出先数	残 高	構 成 比
製 造 業	491	20,999	9.05%	489	23,026	9.59%
農 業、林 業	21	611	0.26%	21	509	0.21%
漁 業	9	291	0.12%	7	194	0.08%
鉱 業、採石業 砂 利 採 取 業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	700	16,938	7.30%	731	17,533	7.30%
電 気・ガ ス 熱供給・水道業	18	1,215	0.52%	20	1,085	0.45%
情 報 通 信 業	30	193	0.08%	35	316	0.13%
運 輸 業、郵 便 業	82	5,682	2.45%	88	6,879	2.86%
卸 売 業、小 売 業	556	16,489	7.10%	552	16,870	7.03%
金 融 業、保 険 業	27	9,450	4.07%	26	9,438	3.93%
不 動 産 業	547	37,967	16.37%	540	41,263	17.19%
物 品 質 貸 業	6	166	0.07%	4	211	0.08%
学 術 研 究 専 門・技 術 サービス 業	85	2,470	1.06%	89	2,397	0.99%
宿 泊 業	34	2,501	1.07%	32	2,178	0.90%
飲 食 業	295	4,167	1.79%	296	4,045	1.68%
生 活 関 連 サービス 業 娯 楽 業	181	5,490	2.36%	178	5,192	2.16%
教 育、学 習 支 援 業	21	345	0.14%	31	1,319	0.54%
医 療、福 祉	132	9,159	3.94%	146	9,963	4.15%
そ の 他 の サービス	409	9,640	4.15%	423	9,987	4.16%
国・地 方 公 共 団 体 等	12	20,956	9.03%	12	18,167	7.57%
個 人	9,969	67,178	28.96%	9,859	69,339	28.90%
合 計	13,625	231,918	100.00%	13,579	239,921	100.00%

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金に関する指標

■信用金庫法開示債権および金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)		保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a - c)		
		担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)				
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	2023年度	2,221	2,221	1,351	870	100.00%	100.00%
	2024年度	1,962	1,962	1,257	705	100.00%	100.00%
危険債権	2023年度	12,486	10,860	9,432	1,427	86.97%	46.74%
	2024年度	12,265	10,449	8,990	1,458	85.19%	44.54%
要管理債権	2023年度	877	320	313	6	36.52%	1.21%
	2024年度	831	431	426	5	51.86%	1.24%
三月以上延滞債権	2023年度	—	—	—	—	—	—
	2024年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	2023年度	877	320	313	6	36.52%	1.21%
	2024年度	831	431	426	5	51.86%	1.24%
小 計 (A)	2023年度	15,585	13,402	11,097	2,304	85.99%	51.35%
	2024年度	15,059	12,843	10,674	2,169	85.28%	49.45%
正常債権 (B)	2023年度	218,208					
	2024年度	226,402					
総与信残高 (A) + (B)	2023年度	233,793					
	2024年度	241,462					

(注)金額は単位未満を切り捨て、率については小数点第3位を切り捨てて表示してあります。

用語の解説

1. 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」および「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権 (B)」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額 (c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金 (d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還および利息の支払の全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息および仮払金ならびに債務保証見返の各勘定に計上されるものならびに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借または賃貸借契約によるものに限る。)です。

有価証券等に関する指標

■有価証券の時価情報

- 売買目的有価証券は該当ありません。
- 商品有価証券は該当ありません。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

区 分	種 類	2023年度			2024年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	4,900	4,915	15	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	800	805	5	-	-	-
	小 計	5,700	5,720	20	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	400	399	0	5,300	5,218	△ 81
	社 債	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	3,700	3,486	△ 213	4,100	3,698	△ 401
	小 計	4,100	3,885	△ 214	9,400	8,916	△ 483
合 計		9,800	9,606	△ 193	9,400	8,916	△ 483

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。

その他有価証券

(単位:百万円)

区 分	種 類	2023年度			2024年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	6,556	4,331	2,225	6,267	4,460	1,807
	債 券	25,899	25,671	227	3,032	3,010	21
	国 債	2,007	1,978	28	-	-	-
	地 方 債	6,772	6,685	87	727	710	16
	社 債	17,118	17,008	110	2,305	2,300	5
	そ の 他	44,665	38,524	6,141	32,928	29,450	3,478
	小 計	77,121	68,527	8,593	42,229	36,921	5,307
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	167	167	0	2,241	2,488	△ 246
	債 券	143,084	149,546	△6,462	176,960	191,966	△ 15,006
	国 債	40,444	43,046	△2,601	48,181	54,227	△ 6,045
	地 方 債	35,589	37,069	△1,479	44,215	47,999	△ 3,783
	社 債	67,050	69,430	△2,380	84,563	89,740	△ 5,177
	そ の 他	53,527	58,769	△5,241	56,307	62,934	△ 6,627
小 計	196,779	208,483	△11,704	235,509	257,390	△ 21,880	
合 計		273,900	277,011	△ 3,110	277,738	294,311	△ 16,572

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は外国証券および投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表に含めておりません。

市場価格のない株式等および組合出資金

(単位:百万円)

区 分	2023年度	2024年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社等株式	10	10
非上場株式	14	14
組合出資金	1,434	1,579
合 計	1,459	1,603

有価証券等に関する指標

金銭の信託

・金銭の信託は該当ありません。

有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

種 類	種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合 計
地 方 債	2,477	3,524	1,403	4,034	23,067	13,155	—	47,662	
社 債	7,211	11,322	12,401	11,662	23,967	17,603	—	84,168	
株 式	—	—	—	—	—	—	6,748	6,748	
外 国 証 券	4,546	10,663	11,689	9,705	5,883	23,253	—	65,743	
その他の証券	187	2,066	2,925	2,440	2,970	141	27,652	38,384	
2024年度	国 債	—	—	3,455	—	17,938	26,788	—	48,181
	地 方 債	3,359	713	1,427	7,490	27,892	9,359	—	50,243
	社 債	6,790	12,861	15,812	16,813	20,464	14,126	—	86,868
	株 式	—	—	—	—	—	—	8,533	8,533
	外 国 証 券	4,645	13,913	9,761	5,959	5,758	20,497	—	60,536
	その他の証券	463	1,494	1,741	3,939	1,368	—	25,371	34,379

有価証券の種類別の期末残高・平均残高

(単位:百万円)

種 類	2023年度		2024年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	42,451	45,429	48,181	50,288
地 方 債	47,662	52,616	50,243	51,624
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	84,168	84,037	86,868	91,122
株 式	6,748	4,566	8,533	5,937
外 国 証 券	65,743	68,733	60,536	64,521
その他の証券	38,384	37,789	34,379	35,709
合 計	285,159	293,172	288,742	299,204

預証率

(単位:%)

区 分	2023年度	2024年度
期 末 預 証 率	50.34	50.64
期 中 平 均 預 証 率	51.75	52.74

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

公共債引受額

(単位:百万円)

種 類	2023年度	2024年度
国 債	—	—
地 方 債	259	285
政 保 債	—	—
合 計	259	285

公共債窓販実績

(単位:百万円)

種 類	2023年度	2024年度
国 債	194	228

デリバティブ取引

・デリバティブ取引は該当ありません。

退職給付会計および報酬体系

当金庫の退職給付制度は、確定給付企業年金であり信託銀行に運用・管理を委託しておりますが、2016年10月1日より確定拠出企業年金を導入し、一部移行しております。また、総合設立型の基金である全国信用金庫厚生年金基金に加入しています。

退職給付債務に関する事項

(単位:千円)

区 分	2023年度	2024年度
退職給付債務 (A)	1,549,663	1,495,222
年金資産 (B)	3,519,665	3,354,098
前払年金費用 (C)	△1,752,919	△1,844,664
未認識過去勤務費用 (D)	—	—
未認識数理計算上の差異 (E)	△217,082	△14,211
その他(会計基準変更時差異の未処理額) (F)	—	—
退職給付引当金 (A - B - C - D - E - F)	—	—

退職給付費用に関する事項

(単位:千円)

区 分	2023年度	2024年度
勤務費用 (A)	358,266	362,047
利息費用 (B)	12,805	13,327
期待運用収益 (C)	△92,976	△105,589
過去勤務費用の費用処理額 (D)	—	—
数理計算上の差異の費用処理額 (E)	39,126	△35,276
会計基準変更時差異の費用処理額 (F)	—	—
その他(臨時に支払った割増退職金等) (G)	—	—
退職給付費用 (A + B + C + D + E + F + G)	317,222	234,508

※勤務費用には全国信用金庫厚生年金基金への掛金を含めています。

退職給付債務の計算の基礎に関する事項

区 分	摘 要	
	2023年度	2024年度
(1) 割引率	0.86%	0.86%
(2) 長期期待運用収益率	3.00%	3.00%
(3) 退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定基準	給付算定基準
(4) 過去勤務費用の額の処理年数	5年 (発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による)	
(5) 数理計算上の差異の処理年数	5年 (発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理する)	
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	5年	

■報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 2024年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:千円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	141,680

(注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」130,980千円、「賞与」10,700千円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち、当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(2012年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号および第6号ならびに第3条第1項第3号および第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2024年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

なお、2024年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、2024年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 2024年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

連結財務諸表

沼津信用金庫グループの主要な事業の概要

沼津信用金庫グループは、当金庫、子会社1社（ぬましんビジネス(株)）で構成され、信用金庫業務を中心に、事務処理代行業務を行っております。



子会社の状況

会社名	所在地	主な業務内容	設立年月日	資本金	当金庫議決権比率	子会社等の議決権比率
ぬましんビジネス株式会社	沼津市大手町五丁目6番7号	当金庫の委託に基づく業務 特定貨物自動車運送事業、用度品の管理業務、 現金手形小切手等の整理保管業務、その他	1994年 4月19日	10百万円	100%	-

事業の種類別セグメント情報について

連結子会社は信用金庫業務以外に一部で、上記に掲げる事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

主要勘定の増減の理由

2024年度の預金積金については、要払性預金の増加により残高、期中平均残高ともに前期比で増加しました。期末残高は、5,700億50百万円と前期比0.66%の伸長です。

貸出金についても、個人のお客さまや事業先の資金需要に積極的に対応した結果、期末残高は2,399億21百万円と前期比3.45%増加いたしました。

収益面では、貸出金利回り、および有価証券利回りがともに上昇した結果、貸出金利息は30億96百万円と前期比7.60%、有価証券利息配当金は40億23百万円と同4.51%の増収でありました。結果、経常収益は98億58百万円と前期比4.06%の増収となりました。

費用面では、預金積金利息や経費が増加したことを要因に経常費用が76億13百万円と前期比6.84%増加いたしました。

以上より、経常利益は前期比4.37%減益の22億45百万円、当期純利益は同13.01%減益の16億31百万円でありました。

連結会計年度に係る主要な経営指標

項 目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単 位
連結経常収益	8,960,824	9,505,943	9,113,401	9,474,008	9,858,898	(千円)
連結経常利益	1,774,594	2,230,145	1,849,172	2,348,586	2,245,766	(千円)
親会社株主に帰属する当期純利益	1,205,288	1,462,087	1,370,592	1,875,436	1,631,264	(千円)
連結純資産額	42,683	42,575	38,149	41,246	33,058	(百万円)
連結総資産額	603,932	607,015	605,919	611,859	611,643	(百万円)
連結自己資本比率	15.94	15.67	15.80	16.40	16.13	(%)

連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	2023年度	2024年度
(資産の部)		
現金および預け金	83,306	67,867
買入金銭債権	34	21
有価証券	285,149	288,732
貸出金	231,918	239,921
その他資産	4,358	4,320
有形固定資産	5,269	5,149
無形固定資産	157	246
退職給付に係る資産	1,752	1,844
繰延税金資産	1,077	4,665
債務保証見返	1,703	1,374
貸倒引当金	△ 2,869	△ 2,501
(うち個別貸倒引当金)	(△ 2,371)	(△ 2,236)
資産の部合計	611,859	611,643

(単位:百万円)

科 目	2023年度	2024年度
(負債の部)		
預金積金	566,266	570,050
借入金	800	5,000
その他負債	1,204	1,537
賞与引当金	263	264
役員退職慰労引当金	141	159
睡眠預金払戻損失引当金	30	28
偶発損失引当金	85	72
再評価に係る繰延税金負債	116	97
債務保証	1,703	1,374
負債の部合計	570,612	578,585
(純資産の部)		
出資金	696	690
利益剰余金	42,244	43,900
処分未済持分	△ 0	△ 0
会員勘定合計	42,941	44,590
その他有価証券評価差額金	△ 1,957	△ 11,743
土地再評価差額金	263	211
評価・換算差額等合計	△ 1,694	△ 11,531
純資産の部合計	41,246	33,058
負債および純資産の部合計	611,859	611,643

連結財務諸表

連結損益計算書

(単位:千円)

科 目	2023年度	2024年度
経常収益	9,474,008	9,858,898
資金運用収益	7,209,506	7,472,336
貸出金利息	2,877,655	3,096,462
預け金利息	219,291	248,481
有価証券利息配当金	3,849,304	4,023,141
その他の受入利息	263,254	104,250
役務取引等収益	590,865	643,463
その他業務収益	660,112	737,054
その他経常収益	1,013,524	1,006,044
貸倒引当金戻入益	545,131	167,658
その他の経常収益	468,392	838,385
経常費用	7,125,422	7,613,131
資金調達費用	173,421	501,429
預金利息	168,081	490,266
給付補てん備金繰入額	1,855	2,434
借入金利息	2,055	7,253
その他の支払利息	1,429	1,474
役務取引等費用	451,346	473,774
その他業務費用	837,644	922,630
経 費	5,566,971	5,691,268
その他経常費用	96,038	24,027
貸倒引当金繰入額	-	-
その他の経常費用	96,038	24,027
経常利益	2,348,586	2,245,766
特別損失	37,910	118,439
固定資産処分損	20,296	118,439
減 損 損 失	17,613	-
税金等調整前当期純利益	2,310,675	2,127,326
法人税、住民税および事業税	371,333	427,260
法人税等調整額	63,905	68,802
法人税等合計	435,239	496,062
当期純利益	1,875,436	1,631,264
親会社株主に帰属する当期純利益	1,875,436	1,631,264

連結剰余金計算書

(単位:千円)

科 目	2023年度	2024年度
利益剰余金期首残高	40,397,495	42,244,974
利益剰余金増加高	1,875,436	1,683,231
親会社株主に帰属する当期純利益	1,875,436	1,631,264
土地再評価差額金取崩額	-	51,967
利益剰余金減少高	27,956	27,822
配 当 金	27,956	27,822
利益剰余金期末残高	42,244,974	43,900,383

■ 連結貸借対照表注記

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))ならびに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 3年~39年
その他の有形固定資産 2年~50年
連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
- 自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫ならびに連結される子会社における利用可能期間(5年)に基づき定額法により償却しております。
- 外貨建資産は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)にかかる債権およびそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)にかかる債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)にかかる債権のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権で、債権の元本の回収および利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。これ以外の債務者に対する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。
貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者(以下、「要注先」という)のうち、当該債務者の債権の全部または一部が要管理債権である債務者(以下、「要管理先」という)に対する債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要管理先以外の要注先および業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者(以下、「正常先」という)に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。
予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間を1算定期間とし、過去の一定の算定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき、将来見込みに応じて必要な修正を加えた予想損失率によって算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。
なお、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
数理計算上の差異 :各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理
当金庫ならびに連結される子会社は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫ならびに連結される子会社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況および制度全体の拠出等に占める当金庫ならびに連結される子会社の割合ならびにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
①制度全体の積立状況に関する事項(2024年3月31日現在)
年金資産の額 1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額と合計額 1,853,684百万円
差引額 △21,384百万円

- ② 制度全体に占める当金庫ならびに連結される子会社の掛金拠出割合(2024年3月31日現在)
0.4655%
- ③ 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円および別途積立金113,239百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0月の元利均等定率償却であり、当金庫ならびに連結される子会社は、当連結会計年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金84百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫ならびに連結される子会社の実際の負担割合とは一致しません。
10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末支給額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13. 固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
14. 重要な会計上の見積り
貸倒引当金の計上
(1) 計算書類等に計上した金額
貸倒引当金 2,501百万円
(2) 見積りの内容に関するその他の情報
① 見積り金額の算出に用いた仮定
債務者区分の判定における債務者の将来の業績見通しについて、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、将来の業績見通しに対する仮定を置いています。
② 見積り金額の算出方法
貸倒引当金の算定方法は、「7.貸倒引当金の計上基準」に記載しております。
③ 翌連結会計年度の計算書類等に与える影響
物価高や人手不足等を含む債務者の経営環境等の変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、債務者区分、キャッシュ・フローの見積りまたは予想損失率の変更により引当額が増減し、計算書類等に重要な影響を与える可能性があります。
15. 理事および監事の間の取引による理事および監事に対する金銭債権総額 56百万円
16. 有形固定資産の減価償却累計額 5,305百万円
17. 信用金庫法および金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりです。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還および利息の支払の全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息および仮払金ならびに債務保証見返の各勘定に計上されるものならびに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券(使用貸借または賃貸借契約によるものに限る。)であります。
破産更生債権およびこれらに準ずる債権額 1,962百万円
危険債権額 12,265百万円
三月以上延滞債権額 一百万円
貸出条件緩和債権 831百万円
合計額 15,059百万円
破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
18. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形および荷付が替手形は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は418百万円です。
19. 担保に供している資産は次のとおりです。
担保に供している資産
預け金(信金中金定期預金) 18,000百万円
有価証券 500百万円
担保資産に対応する債務
預金(別段預金) 332百万円
借入金 5,000百万円

- 上記のほか、為替決済の担保として預け金(信金中金定期預金)7,000百万円を差し入れております。
20. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 1999年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条に定める固定資産税評価額、路線価に基づいて、(興行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 579百万円
21. 出資1口当りの純資産額 4,793円48銭
22. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取り組み方針
当金庫グループは、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理(ALM)を行っております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託および株式であり、満期保有目的、純投資目的および事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制
① 信用リスクの管理
当金庫グループは、融資関係取扱規程および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的にALM委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況についても、ALM委員会がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
② 市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理
当金庫グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規則および要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的にはALM委員会において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースで理事会に報告しております。
(ii) 為替リスクの管理
当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、ALM委員会において管理しております。
(iii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従って行われております。
このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は資金運用部を通じ、理事会およびALM委員会において定期的に報告されております。
(iv) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫グループでは、「有価証券」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当金庫グループのVaRは分散共分散法(保有期間60日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、2025年3月31日現在で当金庫グループの市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で9,763百万円です。
ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない

い場合があります。

また、再評価法により計測した金利リスク量は、上方パラレルシフト100bpで定期性預金4,474百万円、要求払預金3,324百万円、貸出金△4,148百万円、預け金△2,043百万円となります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

信用リスク・市場リスク・流動性リスクに関する事項は、ALM委員会と協議する体制としております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等および組合出資金は、次表に含めておりません(注2参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (* 1)	64,182	62,854	△ 1,327
(2) 有価証券	287,138	286,655	△ 483
満期保有目的の債券	9,400	8,916	△ 483
その他の有価証券 (* 2)	277,738	277,738	—
(3) 貸出金 (* 1)	239,921	—	—
貸倒引当金 (* 3)	△ 2,428	—	—
	237,493	239,264	1,771
金融資産計	588,814	588,774	△ 40
(1) 預金積金 (* 1)	570,050	567,240	△ 2,810
金融負債計	570,050	567,240	△ 2,810

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日)第24-3項および第24-9項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格または公表されている基準価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、元利金の合計額を市場金利(インプライドフォワードレート)で割り引いた価額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等および組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (* 1)	14
信金中央金庫出資金 (* 1)	2,874
組合出資金 (* 2)	1,579
合 計	4,468

(*1) 非上場株式および信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	14,000	32,500	4,000	10,500
有価証券	15,268	61,998	111,997	81,166
満期保有目的の債券	2,400	800	3,200	3,000
その他の有価証券のうち満期があるもの	12,868	61,198	108,797	78,166
貸出金 (*)	34,750	69,957	50,339	65,996
合 計	64,018	164,455	166,336	157,662

(*) 貸出金のうち、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金	405,134	164,229	381	230
合 計	405,134	164,229	381	230

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

24. 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。

以下、26.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	5,300	5,218	△ 81
	社債	—	—	—
	その他	4,100	3,698	△ 401
小 計	9,400	8,916	△ 483	
合 計		9,400	8,916	△ 483

その他の有価証券

(単位:百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	6,267	4,460	1,807
	債 券	3,032	3,010	21
	国 債	—	—	—
	地方債	727	710	16
	社 債	2,305	2,300	5
	その他	32,928	29,450	3,478
小 計	42,229	36,921	5,307	
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	2,241	2,488	△ 246
	債 券	176,960	191,966	△ 15,006
	国 債	48,181	54,227	△ 6,045
	地方債	44,215	47,999	△ 3,783
	社 債	84,563	89,740	△ 5,177
その他	56,307	62,934	△ 6,627	
小 計	235,509	257,390	△ 21,880	
合 計		277,738	294,311	△ 16,572

* 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は外国証券および投資信託等です。

3. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表に含めておりません。

25. 当連結会計年度中に売却したその他の有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	1,809	685	0
債券	13,386	48	61
国債	12,818	48	28
地方債	—	—	—
社債	568	0	33
その他	7,457	761	431
合 計	22,653	1,495	493

26. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等および組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という)しております。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「①連結決算期末日において時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、②半年ごとの末日の時価の下落率が4回連続して30%以上50%未満となった場合、③2年連続で当期損失を計上し、かつ無配、翌期も欠損が予想される場合」としております。

なお、当連結会計年度における減損処理はありません。

27. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反が

ない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、114,452百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが13,258百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫ならびに連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当金庫ならびに連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳はそれぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	517百万円
有価証券減損処理	375百万円
その他有価証券評価差額金	4,829百万円
その他	244百万円
繰延税金資産小計	5,967百万円
評価性引当額	△765百万円
繰延税金資産合計	5,201百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	503百万円
その他	32百万円
繰延税金負債合計	535百万円
繰延税金資産の純額	4,665百万円

再評価に係る繰延税金資産および繰延税金負債の内訳はそれぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
土地再評価差額金	13百万円
再評価に係る繰延税金資産小計	13百万円
評価性引当額	△13百万円
再評価に係る繰延税金資産合計	－百万円
繰延税金負債	
土地再評価差額金	97百万円
再評価に係る繰延税金負債合計	97百万円
再評価に係る繰延税金負債の純額	97百万円

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正[所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)]が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から[防衛特別法人税]の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.31%から、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については28.02%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産は4百万円増加し、法人税等調整額は3百万円減少しております。

■ 連結損益計算書注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当りの当期純利益金額 235円30銭

自己資本の充実等に関する定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、会員の皆さまからの出資金や利益剰余金および一般貸倒引当金等により構成されています。なお、自己資本の調達は当金庫を発行主体とする普通出資金690百万円がコア資本に係る基礎項目の額に算入されています。

(注)自己資本充実の状況において、定性的な開示事項につきましては、単体分と連結分を一体化して表示してしております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っているとして評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度毎に掲げる取組計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであると認識の上、与信業務の基本的理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」や諸種の事務取扱要領を制定し、広く従業員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理体制を構築しています。

当金庫では、信用リスクの評価につきまして厳格な自己査定を実施しております。また、モンテカルロシミュレーション法を用いた信用リスク計測モデルを導入して、信用リスクの計量化を図っております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、ALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣に対する報告体制を整備しております。

貸倒引当金は、「資産査定基準」および「償却および引当に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

当金庫ではリスクのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関として以下の4機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

- 株式会社格付投資情報センター(R&I)
- 株式会社日本格付研究所(JCR)
- ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク(Moody's)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取り上げに際しては、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的位置づけと認識しております。

ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまに十分なおご理解をいただいた上でご契約いただくなど、適切な取り扱いに努めております。

信用リスク削減手法として、当金庫が扱う担保には、適格金融資産担保として自金庫預金積金や上場株式などがあり、担保に関する手続きについては、当金庫が定める「事務規程」等により、適切な評価・管理を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当金庫が定める「事務規程」等により、適切な取り扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

当金庫では、直接的に派生商品取引を取り扱ってはおりませんが、有価証券の一部について、派生商品を含んでいる商品を保有しております。

投資信託等有価証券関連取引については、「資金運用基準」のなかで定められている保有限度額の範囲内で適正に管理しております。

また、長期決済期間取引は該当ございません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は証券化エクスポージャーの取り扱いはありません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・システム等が不適切であること、若しくは機能しないこと、または外生的事象により損失を被るリスク」と定義しています。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、評判リスク、有形資産リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定め、確実にリスクを認識し、リスクの極小化に努めております。また、これらのリスクに関しましては、オペレーショナル・リスク管理委員会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣に対して報告する体制を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算定方法(2023年度計数)

$$\text{(算定方法)} \quad \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

(3) オペレーショナル・リスク相当額の算定方法(2024年度計数)

$$\text{(算定方法)} \quad \text{オペレーショナル・リスク相当額} = \text{事業規模要素(BIC)} \times \text{内部損失乗数(ILM=1)}$$

$$\text{事業規模要素(BIC)} = \text{事業規模指標(BI)} \times \text{掛目(12\%)}$$

$$\text{事業規模指標(BI)} = \text{金利要素(ILDC)} + \text{役務要素(SC)} + \text{金融商品要素(FIC)}$$

8. 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド、または投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券等にかかるリスクの認識については、時価評価によって把握するとともに、運用状況に応じて常務会に諮り投資継続の是非を協議しALM委員会に報告するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用基準」や「市場リスク管理規程」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンド、または投資事業組合への出資金に関しても、当金庫が定める「資金運用基準」や「市場リスク管理規程」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーには、投資信託、およびその他ベンチャーファンド、または投資事業組合への出資金が該当します。当金庫のエクスポージャーについては、ファンドの裏付けとなる資産等の情報が十分、かつ頻繁に取得されており、第三者によるリスク・ウェイト判定が適切に実施されていると確認できていることから、リスク・アセットの額の計算にはリスク・スルー方式を採用しております。

10. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対策を講じる体制としております。

具体的には、銀行勘定の金利リスクのうち、開示告示で定められた金利ショック幅での上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3つのシナリオを用いて計算される金利ショックに対する経済的価値の減少額(ΔEVE)、および金利ショックが基準日からの12か月間の純金利収入に与える影響(ΔNII)の計測値をALM委員会で協議検討するとともに、経営陣へ報告を行うなど資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 内部管理上を使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

ΔEVE、ΔNIIは、以下の定義に基づいて算定しております。

- コア預金、固定金利貸出の期限前償還、定期預金の期限前解約については、金融庁の定める保守的な前提を採用しております。
- 固定金利コミットメントラインについては、考慮していません。
- 複数の通貨の集計については、通貨別に算出した金利リスクの正の値のみを合算しております。
- ΔEVE、ΔNIIに重大な影響を及ぼす内部モデル等は使用していません。
- リスク計測の頻度:四半期ごと(前月末基準)

自己資本の充実等に関する開示事項

■自己資本の構成に関する開示事項（単体）

(単位：百万円、%)

項 目	2023年度	2024年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	42,846	44,490
うち、出資金および資本剰余金の額	696	690
うち、利益剰余金の額	42,178	43,828
うち、外部流出予定額 (△)	27	27
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	502	268
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	502	268
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45 パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	43,349	44,758
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	157	246
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	157	246
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	1,208	1,274
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,365	1,521
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	41,984	43,237
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	242,406	256,229
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	13,999	12,150
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	256,406	268,380
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	16.37	16.11

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実等に関する開示事項

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しております。尚、将来の自己資本の充実策については、年度毎に掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

■自己資本の充実度に関する事項（単体）

（単位：百万円）

	2023 年度		2024 年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	242,406	9,696	256,229	10,249
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	225,841	9,033	241,286	9,651
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府および中央銀行向け	1,907	76	1,204	48
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20	0	20	0
国際開発銀行向け	214	8	273	10
地方公共団体金融機構向け	261	10	260	10
我が国の政府関係機関向け	593	23	569	22
地方三公社向け	304	12	239	9
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	24,361	974	27,107	1,084
第一種金融商品取引業者および保険会社向け			—	—
カバード・ボンド向け			—	—
法人等向け	90,344	3,613	82,229	3,289
中小企業等向けおよび個人向け	47,758	1,910		
中堅中小企業等向けおよび個人向け			23,730	949
トランザクター向け			2,077	83
抵当権付住宅ローン	7,567	302		
不動産取得等事業向け	15,491	619		
不動産関連向け			65,403	2,616
自己居住用不動産等向け			24,917	996
賃貸用不動産向け			28,836	1,153
事業用不動産関連向け			10,598	423
その他不動産関連向け			1,052	42
ADC向け			—	—
劣後債権およびその他資本性証券等			3,138	125
三月以上延滞等	230	9		
延滞等向け			10,380	415
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			1,254	50
取立未済手形	43	1	39	1
信用保証協会等による保証付	841	33	855	34
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	14,423	576		
出資等のエクスポージャー	14,423	576		
重要な出資のエクスポージャー	—	—		
株式等			17,170	686
上記以外	21,478	859	7,409	296
重要な出資のエクスポージャー			—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	6,414	256	3,217	128
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—		
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー			—	—
上記以外のエクスポージャー	15,063	602	4,192	167

自己資本の充実等に関する開示事項

■自己資本の充実度に関する事項（単体）

(単位:百万円)

	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化				
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	16,565	662	14,942	597
ルック・スルー方式	16,565	662	14,942	597
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
□ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	13,999	559	12,150	486
BI	—	—	8,100	—
BIC	—	—	972	—
ハ. 単体リスク・アセットの合計額および単体総所要自己資本額(イ+ロ)	256,406	10,256	268,380	10,735

(注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット等×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「我が国の中央政府および中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

- ① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2023年度計数)。

6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2024年度計数)。

8. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

自己資本の充実等に関する開示事項

■信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)(単体) (単位:百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	延滞 エクスポージャー
			貸出金、コミットメント およびその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度		
国 内	531,947	555,039	233,793	252,908	188,349	205,047	-	-	306	11,341
国 外	59,506	59,624	-	-	59,506	59,624	-	-	-	-
地 域 別 合 計	591,454	614,664	233,793	252,908	247,855	264,671	-	-	306	11,341
製 造 業	47,305	56,301	21,247	23,815	23,790	27,907	-	-	75	1,594
農 業、林 業	681	532	681	532	-	-	-	-	-	34
漁 業	301	210	301	210	-	-	-	-	12	11
鉱業、採石業 砂利採取業	23	22	23	22	-	-	-	-	-	-
建 設 業	19,722	20,835	19,073	20,220	200	200	-	-	37	925
電 気・ガ ス 熱供給・水道業	9,966	10,236	1,250	1,116	8,715	9,119	-	-	-	4
情 報 通 信 業	2,067	2,865	285	371	1,699	2,001	-	-	-	0
運 輸 業、郵 便 業	14,761	17,526	5,838	7,084	8,922	10,427	-	-	-	250
卸 売 業、小 売 業	25,437	25,746	17,682	17,797	7,528	7,722	-	-	5	1,481
金 融 業、保 険 業	166,647	146,306	9,515	9,219	60,781	56,278	-	-	-	-
不 動 産 業	51,655	53,322	40,975	44,097	10,531	9,224	-	-	64	3,986
物 品 賃 貸 業	170	218	170	218	-	-	-	-	-	17
学 術 研 究、専 門・ 技 術 サ ー ビ ス 業	2,742	2,779	2,742	2,779	-	-	-	-	-	121
宿 泊 業	2,541	2,232	2,541	2,232	-	-	-	-	-	318
飲 食 業	5,153	5,073	5,153	5,073	-	-	-	-	4	338
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 娯 楽 業	6,422	6,853	6,056	6,014	-	500	-	-	-	197
教 育、学 習 支 援 業	393	1,370	393	1,370	-	-	-	-	-	21
医 療、福 祉	10,217	10,929	10,217	10,929	-	-	-	-	-	136
そ の 他 の サ ー ビ ス	9,674	10,808	9,674	10,608	-	200	-	-	-	108
国・地方公共団体等	146,666	159,265	20,977	18,173	125,684	141,087	-	-	-	-
個 人	58,277	70,026	58,277	70,026	-	-	-	-	75	1,760
そ の 他	10,623	11,198	713	991	-	-	-	-	30	30
業 種 別 合 計	591,454	614,664	233,793	252,908	247,855	264,671	-	-	306	11,341
1 年 以 下	53,269	54,571	24,249	25,787	14,019	14,784	-	-	-	-
1年超3年以下	71,460	76,167	15,510	16,838	24,950	27,329	-	-	-	-
3年超5年以下	46,145	52,723	15,667	21,087	25,478	31,135	-	-	-	-
5年超7年以下	54,705	61,166	29,530	26,498	25,175	31,668	-	-	-	-
7年超10年以下	93,441	108,891	32,526	28,975	59,915	76,915	-	-	-	-
10 年 超	222,287	213,599	115,471	122,261	98,316	82,838	-	-	-	-
期間の定めのないもの	50,142	47,544	837	11,459	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	591,454	614,664	233,793	252,908	247,855	264,671	-	-	-	-

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いてあります。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

- ① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
具体的には非上場株式、上場優先出資証券、子会社株式、投資信託、現金、預け金等です。

5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実等に関する開示事項

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳 (単体)

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
2024年度						
現金	3,685	—	—	—	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	55,189	—	54,606	—	—	0%
外国の中央政府および中央銀行向け	12,895	—	12,895	—	1,204	9%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	72,666	—	72,666	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	103	—	103	—	20	20%
国際開発銀行向け	3,123	—	3,123	—	273	9%
地方公共団体金融機構向け	2,601	—	2,601	—	260	10%
我が国の政府関係機関向け	7,813	—	7,813	—	569	7%
地方三公社向け	8,284	—	8,284	—	239	3%
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	114,353	—	63,392	—	27,107	43%
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	128,461	8,235	127,365	1,264	82,229	64%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	31,399	106,728	29,112	3,174	23,730	73%
トランザクター向け	769	91,697	0	1,433	2,077	145%
不動産関連向け	93,102	—	91,901	—	65,403	71%
自己居住用不動産等向け	53,479	—	52,782	—	24,917	47%
賃貸用不動産向け	26,537	—	26,181	—	28,836	110%
事業用不動産関連向け	9,150	—	9,001	—	10,598	118%
その他不動産関連向け	2,707	—	2,707	—	1,052	39%
ADC向け	1,227	—	1,227	—	—	0%
劣後債権およびその他資本性証券等	3,138	—	3,138	—	3,138	100%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	7,627	288	7,524	28	10,380	137%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,448	—	1,445	—	1,254	87%
取立未済手形	195	—	39	—	39	100%
信用保証協会等による保証付	24,621	579	24,429	57	855	3%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	17,170	—	17,170	—	17,170	100%
合計					233,876	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

自己資本の充実等に関する開示事項

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとならびに リスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単体)

(単位:百万円)

	資産の額および与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	2024年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府および中央銀行向け	54,606	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府および中央銀行向け	10,341	-	-	241	-	-	-	-	-	-	-	-	2,312	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	72,666	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	103	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	1,755	-	-	1,367	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	2,601	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	2,119	5,693	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	6,885	-	-	1,398	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	-	-	-	31,865	-	26,191	-	-	-	-	-	-	5,335	-	-	-
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	45	-	-	18,042	-	-	-	-	-	-	-	-	49,208	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向けおよび個人向け	-	-	-	6,121	-	-	-	-	-	-	-	1,432	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,432	-	-	-	-
不動産関連向け	1,227	-	-	19,424	1,257	4,659	-	524	19	2,087	-	1,648	4,221	42	706	8
自己居住用不動産等向け	-	-	-	18,415	1,257	3,003	-	-	19	2,087	-	-	2,518	-	-	8
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	1,655	-	524	-	-	-	1,648	-	42	706	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	1,005	-	-	-	-	-	-	-	-	1,702	-	-	-
ADC向け	1,227	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権およびその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	117	-	-	-	-	-	-	-	-	705	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	239	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	16,516	7,970	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	166,166	16,265	-	78,960	1,257	30,851	-	524	19	2,087	-	3,081	61,782	42	706	8

自己資本の充実等に関する開示事項

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとならびに リスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単体)

(単位:百万円)

	資産の額および与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)																合計
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他		
	2024年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府および中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54,606
外国の中央政府および中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12,895
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	72,666
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	103
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,123
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,601
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,813
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,284
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	63,392
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	6,000	-	47,200	-	-	8,131	-	-	-	-	-	-	-	-	-	128,629
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向けおよび個人向け	-	24,179	-	-	-	-	551	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32,286
トランザクター向け	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,433
不動産関連向け	24,526	2,840	-	-	516	-	-	10,056	5,124	-	-	13,010	-	-	-	-	91,901
自己居住用不動産等向け	23,851	1,620	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	52,782
賃貸用不動産向け	-	1,219	-	-	-	-	-	10,056	-	-	-	10,328	-	-	-	-	26,181
事業用不動産関連向け	675	-	-	-	516	-	-	-	5,124	-	-	2,681	-	-	-	-	9,001
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,707
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,227
劣後債権およびその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,138	-	-	-	-	3,138
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	240	-	-	-	-	6,490	-	-	-	-	7,552
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	1,206	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,445
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24,487
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17,170	-	-	-	17,170
合計	24,526	33,020	-	47,200	516	-	10,129	10,056	5,124	-	-	22,639	17,170	-	-	-	532,138

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

自己資本の充実等に関する開示事項

■貸倒引当金の期末残高および期中の増減額 (単体)

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高		
			目的使用	その他			
一般貸倒引当金	通常	2023年度	485	379	-	485	379
		2024年度	379	264	-	379	264
	コロナ特別引当	2023年度	199	117	-	199	117
		2024年度	117	-	-	117	-
個別貸倒引当金	2023年度	2,921	2,297	277	2,643	2,297	
	2024年度	2,297	2,164	199	2,098	2,164	
合 計	2023年度	3,605	2,795	277	3,327	2,795	
	2024年度	2,795	2,428	199	2,595	2,428	

■貸出金償却の額 (単位:百万円)

貸出金償却の額	
2023年度	-
2024年度	-

■業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の額等 (単体)

(単位:百万円)

業 種	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	目的使用		その他		2023年度	2024年度		
製 造 業	591	551	551	547	-	-	591	551	551	547	-	-
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	3	13	13	0	-	4	3	8	13	0	-	-
鉱 業、採石業 砂 利、採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	286	277	277	377	13	-	272	277	277	377	-	-
電 気・ガ ス 熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	-	-
運 輸 業、郵 便 業	42	22	22	19	10	-	31	22	22	19	-	-
卸 売 業、小 売 業	533	488	488	459	44	13	489	475	488	459	-	-
金 融 業、保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	738	415	415	421	-	-	738	415	415	421	-	-
物 品 質 貸 業	1	0	0	0	-	-	1	0	0	-	-	-
学 術 研 究 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	41	42	42	47	-	-	41	42	42	47	-	-
宿 泊 業	212	209	209	35	-	167	212	41	209	35	-	-
飲 食 業	37	9	9	17	15	-	21	9	9	17	-	-
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	223	54	54	50	184	-	38	54	54	50	-	-
教 育、学 習 支 援 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	22	13	13	11	-	-	22	13	13	11	-	-
そ の 他 の サ ー ビ ス	113	114	114	114	8	-	104	114	114	114	-	-
国・地 方 公 共 団 体 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	73	85	85	61	-	14	73	70	85	61	-	-
合 計	2,921	2,297	2,297	2,164	277	199	2,643	2,098	2,297	2,164	-	-

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。 ※単位未満切捨て

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単体)

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	エクスポージャーの額	
	2023年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	7,212	173,929
10%	-	16,959
20%	56,148	74,464
35%	-	21,146
50%	71,381	69
75%	-	52,372
100%	11,030	106,619
150%	-	118
250%	-	-
1,250%	-	-
その他	-	-
合 計	591,454	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	2024年度				
	CCF・信用リスク削減効果適用前 オン・バランス 資産項目		CCFの 加重平均値 (%)		資産の額および与 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オフ・バランス 資産項目	資産項目	(%)		
40%未満	282,079	1,267	10	294,045	
40%~70%	91,065	91,679	10	92,235	
75%	33,493	13,814	16	33,020	
80%	-	-	-	-	
85%	46,926	7,419	16	47,200	
90%~100%	10,728	1,390	11	10,645	
105%~130%	15,337	-	-	15,180	
150%	22,895	262	11	22,639	
250%	17,170	-	-	17,170	
400%	-	-	-	-	
1,250%	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	
合 計	519,696	115,833	11	532,138	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後および信用リスク削減手法の効果を実感する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掛ける額で算出した値のことであります。

自己資本の充実等に関する開示事項

■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（単体）

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		886	9,050	27,390	30,600	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

■派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（単体）

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
派生商品取引合計	790	547	790	547
外国為替関連取引	185	292	185	292
金利関連取引	304	0	304	0
金関連取引	—	—	—	—
株式関連取引	299	254	299	254
貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	790	547	790	547

■出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

イ．貸借対照表計上額および時価等（単体）

(単位:百万円)

区分	2023年度		2024年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	21,328	21,328	21,825	21,825
非上場株式等	2,899	—	2,899	—
うち時価のあるもの	—	—	—	—
うち時価のないもの	2,899	—	2,899	—

ロ．出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額（単体）

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
売却益	525	685
売却損	65	0
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ．貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額（単体）

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
評価損益	4,111	1,623

ニ．貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額（単体）

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
評価損益	—	—

■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項（単体）

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	24,664	22,084
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

■金利リスクに関する事項（単体）

(単位:百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	17,784	19,611	217	257
2	下方パラレルシフト	0	0	9	14
3	ス テ ィ ー プ 化	16,218	18,098		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇	1,072	1,228		
6	短 期 金 利 低 下	581			
7	最 大 値	17,784	19,611	217	257
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自 己 資 本 の 額	43,237		41,984	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

自己資本の充実等に関する開示事項

■自己資本の構成に関する開示事項（連結）

(単位：百万円、%)

項 目	2023年度	2024年度
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	42,913	44,562
うち、出資金および資本剰余金の額	696	690
うち、利益剰余金の額	42,244	43,900
うち、外部流出予定額(△)	27	27
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額または評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	502	268
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	502	268
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	43,415	44,830
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	157	246
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	157	246
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	1,208	1,274
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,365	1,521
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	42,050	43,309
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	242,397	256,222
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	13,991	12,141
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	256,388	268,364
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	16.40	16.13

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実等に関する開示事項

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しております。尚、将来の自己資本の充実策については、年度毎に掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

■自己資本の充実度に関する事項（連結）

（単位：百万円）

	2023 年度		2024 年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	242,397	9,695	256,222	10,248
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	225,831	9,033	241,279	9,651
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府および中央銀行向け	1,907	76	1,204	48
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20	0	20	0
国際開発銀行向け	214	8	273	10
地方公共団体金融機構向け	261	10	260	10
我が国の政府関係機関向け	593	23	569	22
地方三公社向け	304	12	239	9
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	24,361	974	27,107	1,084
第一種金融商品取引業者および保険会社向け			—	—
カバード・ボンド向け			—	—
法人等向け	90,344	3,613	82,229	3,289
中小企業等向けおよび個人向け	47,758	1,910		
中堅中小企業等向けおよび個人向け			23,730	949
トランザクター向け			2,077	83
抵当権付住宅ローン	7,567	302		
不動産取得等事業向け	15,491	619		
不動産関連向け			65,403	2,616
自己居住用不動産等向け			24,917	996
賃貸用不動産向け			28,836	1,153
事業用不動産関連向け			10,598	423
その他不動産関連向け			1,052	42
ADC向け			—	—
劣後債権およびその他資本性証券等			3,138	125
三月以上延滞等	230	9		
延滞等向け			10,380	415
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			1,254	50
取立未済手形	43	1	39	1
信用保証協会等による保証付	841	33	855	34
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	14,413	576		
出資等のエクスポージャー	14,413	576		
重要な出資のエクスポージャー	—	—		
株式等			17,160	686
上記以外	21,478	859	7,412	296
重要な出資のエクスポージャー			—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	5,084	203	3,217	128
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—		
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー			—	—
上記以外のエクスポージャー	16,393	655	4,194	167

自己資本の充実等に関する開示事項

■自己資本の充実度に関する事項（連結）

(単位:百万円)

	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化				
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	16,565	662	14,942	597
ルック・スルー方式	16,565	662	14,942	597
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
□ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	13,991	559	12,141	485
BI	—	—	8,094	—
BIC	—	—	971	—
ハ. 連結リスク・アセットの合計額および連結総所要自己資本額(イ+ロ)	256,388	10,255	268,364	10,734

(注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット等×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「我が国の中央政府および中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

- ① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2023年度計数)。

6. 当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7. 当金庫グループは、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2024年度計数)。

8. 連結総所要自己資本額=連結リスク・アセットの合計額(連結自己資本比率の分母の額)×4%

自己資本の充実等に関する開示事項

■信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）（連結）

（単位：百万円）

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	延滞 エクスポージャー
			貸出金、コミットメント およびその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度		
国 内	531,938	555,032	233,793	252,908	188,349	205,047	-	-	306	11,341
国 外	59,506	59,624	-	-	59,506	59,624	-	-	-	-
地 域 別 合 計	591,444	614,657	233,793	252,908	247,855	264,671	-	-	306	11,341
製 造 業	47,305	56,301	21,247	23,815	23,790	27,907	-	-	75	1,594
農 業、林 業	681	532	681	532	-	-	-	-	-	34
漁 業	301	210	301	210	-	-	-	-	12	11
鉱業、採石業 砂利採取業	23	22	23	22	-	-	-	-	-	-
建 設 業	19,722	20,835	19,073	20,220	200	200	-	-	37	925
電 気・ガ ス 熱供給・水道業	9,966	10,236	1,250	1,116	8,715	9,119	-	-	-	4
情 報 通 信 業	2,067	2,865	285	371	1,699	2,001	-	-	-	0
運 輸 業、郵 便 業	14,761	17,526	5,838	7,084	8,922	10,427	-	-	-	250
卸 売 業、小 売 業	25,437	25,746	17,682	17,797	7,528	7,722	-	-	5	1,481
金 融 業、保 険 業	166,647	146,308	9,515	9,219	60,781	56,278	-	-	-	-
不 動 産 業	51,655	53,322	40,975	44,097	10,531	9,224	-	-	64	3,986
物 品 賃 貸 業	170	218	170	218	-	-	-	-	-	17
学 術 研 究、専 門・ 技 術 サ ー ビ ス 業	2,742	2,779	2,742	2,779	-	-	-	-	-	121
宿 泊 業	2,541	2,232	2,541	2,232	-	-	-	-	-	318
飲 食 業	5,153	5,073	5,153	5,073	-	-	-	-	4	338
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 娯 楽 業	6,422	6,853	6,056	6,014	-	500	-	-	-	197
教 育、学 習 支 援 業	393	1,370	393	1,370	-	-	-	-	-	21
医 療、福 祉	10,217	10,929	10,217	10,929	-	-	-	-	-	136
そ の 他 の サ ー ビ ス	9,674	10,808	9,674	10,608	-	200	-	-	-	108
国・地方公共団体等	146,666	159,265	20,977	18,173	125,684	141,087	-	-	-	-
個 人	58,277	70,026	58,277	70,026	-	-	-	-	75	1,760
そ の 他	10,613	11,188	713	991	-	-	-	-	30	30
業 種 別 合 計	591,444	614,657	233,793	252,908	247,855	264,671	-	-	306	11,341
1 年 以 下	53,269	54,571	24,249	25,787	14,019	14,784	-	-	-	-
1年超3年以下	71,460	76,167	15,510	16,838	24,950	27,329	-	-	-	-
3年超5年以下	46,145	52,723	15,667	21,087	25,478	31,135	-	-	-	-
5年超7年以下	54,705	61,166	29,530	26,498	25,175	31,668	-	-	-	-
7年超10年以下	93,441	108,891	32,526	28,975	59,915	76,915	-	-	-	-
10 年 超	222,287	213,599	115,471	122,261	98,316	82,838	-	-	-	-
期間の定めのないもの	50,132	47,536	837	11,459	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	591,444	614,657	233,793	252,908	247,855	264,671	-	-	-	-

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いてあります。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

- ① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
具体的には非上場株式、上場優先出資証券、子会社株式、投資信託、現金、預け金等です。

5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実等に関する開示事項

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳 (連結)

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
2024年度						
現金	3,685	—	—	—	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	55,189	—	54,606	—	—	—
外国の中央政府および中央銀行向け	12,895	—	12,895	—	1,204	9%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	72,666	—	72,666	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	103	—	103	—	20	20%
国際開発銀行向け	3,123	—	3,123	—	273	9%
地方公共団体金融機構向け	2,601	—	2,601	—	260	10%
我が国の政府関係機関向け	7,813	—	7,813	—	569	7%
地方三公社向け	8,284	—	8,284	—	239	3%
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	114,353	—	63,392	—	27,107	43%
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	128,461	8,235	127,365	1,264	82,229	64%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	31,399	106,728	29,112	3,174	23,730	73%
トランザクター向け	769	91,697	0	1,433	2,077	145%
不動産関連向け	93,102	—	91,901	—	65,403	71%
自己居住用不動産等向け	53,479	—	52,782	—	24,917	47%
賃貸用不動産向け	26,537	—	26,181	—	28,836	110%
事業用不動産関連向け	9,150	—	9,001	—	10,598	118%
その他不動産関連向け	2,707	—	2,707	—	1,052	39%
ADC向け	1,227	—	1,227	—	—	0%
劣後債権およびその他資本性証券等	3,138	—	3,138	—	3,138	100%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	7,627	288	7,524	28	10,380	137%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,448	—	1,445	—	1,254	87%
取立未済手形	195	—	39	—	39	100%
信用保証協会等による保証付	24,621	579	24,429	57	855	3%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	17,160	—	17,160	—	17,160	100%
合計					233,866	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

自己資本の充実等に関する開示事項

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとならびに リスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (連結)

(単位:百万円)

	資産の額および与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	2024年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府および中央銀行向け	54,606	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府および中央銀行向け	10,341	-	-	241	-	-	-	-	-	-	-	-	2,312	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	72,666	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	103	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	1,755	-	-	1,367	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	2,601	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	2,119	5,693	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	6,885	-	-	1,398	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	-	-	-	31,865	-	26,191	-	-	-	-	-	-	5,335	-	-	-
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	45	-	-	18,042	-	-	-	-	-	-	-	-	49,208	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向けおよび個人向け	-	-	-	6,121	-	-	-	-	-	-	-	1,432	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,432	-	-	-	-
不動産関連向け	1,227	-	-	19,424	1,257	4,659	-	524	19	2,087	-	1,648	4,221	42	706	8
自己居住用不動産等向け	-	-	-	18,415	1,257	3,003	-	-	19	2,087	-	-	2,518	-	-	8
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	1,655	-	524	-	-	-	1,648	-	42	706	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	1,005	-	-	-	-	-	-	-	-	1,702	-	-	-
ADC向け	1,227	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権およびその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	117	-	-	-	-	-	-	-	-	705	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	239	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	16,516	7,970	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	166,166	16,265	-	78,960	1,257	30,851	-	524	19	2,087	-	3,081	61,782	42	706	8

自己資本の充実等に関する開示事項

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとならびに リスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (連結)

(単位:百万円)

	資産の額および与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)																合計
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他		
	2024年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府および中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54,606
外国の中央政府および中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12,895
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	72,666
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	103
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,123
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,601
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,813
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,284
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	63,392
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	6,000	-	47,200	-	-	8,131	-	-	-	-	-	-	-	-	-	128,629
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向けおよび個人向け	-	24,179	-	-	-	-	551	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32,286
トランザクター向け	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,433
不動産関連向け	24,526	2,840	-	-	516	-	-	10,056	5,124	-	-	13,010	-	-	-	-	91,901
自己居住用不動産等向け	23,851	1,620	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	52,782
賃貸用不動産向け	-	1,219	-	-	-	-	-	10,056	-	-	-	10,328	-	-	-	-	26,181
事業用不動産関連向け	675	-	-	-	516	-	-	-	5,124	-	-	2,681	-	-	-	-	9,001
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,707
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,227
劣後債権およびその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,138	-	-	-	-	3,138
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	240	-	-	-	-	6,490	-	-	-	-	7,552
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	1,206	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,445
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24,487
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17,160	-	-	-	17,160
合計	24,526	33,020	-	47,200	516	-	10,129	10,056	5,124	-	-	22,639	17,160	-	-	-	532,128

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

貸倒引当金の期末残高および期中の増減額 (連結)

・当開示項目は単体と同じ数値であり省略いたします。(41ページ参照)

業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の額等 (連結)

・当開示項目は単体と同じ数値であり省略いたします。(41ページ参照)

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (連結)

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	エクスポージャーの額	
	2023年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	7,212	173,929
10%	—	16,959
20%	56,148	74,464
35%	—	21,146
50%	71,381	69
75%	—	52,372
100%	11,030	106,619
150%	—	118
250%	—	—
1,250%	—	—
その他	—	—
合 計	591,454	—

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	2024年度		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	CCF・信用リスク削減効果適用前 オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
	40%未満	282,079		
40%~70%	91,065	91,679	10	92,235
75%	33,493	13,814	16	33,020
80%	—	—	—	—
85%	46,926	7,419	16	47,200
90%~100%	10,718	1,390	11	10,635
105%~130%	15,337	—	—	15,180
150%	22,895	262	11	22,639
250%	17,170	—	—	17,170
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	519,686	115,833	11	532,128

(注) 1. 最終化されたパーゼルの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後および信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掛ける額で除して算出した値のことであります。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (連結)

・当開示項目は単体と同じ数値であり省略いたします。(42ページ参照)

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 (連結)

・当開示項目は単体と同じ数値であり省略いたします。(42ページ参照)

出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

貸借対照表計上額および時価等 (連結)

(単位:百万円)

区 分	2023年度		2024年度	
	連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	21,328	21,328	21,825	21,825
非上場株式等	2,889	—	2,889	—
うち時価のあるもの	—	—	—	—
うち時価のないもの	2,889	—	2,889	—

出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額 (連結)

・当開示項目は単体と同じ数値であり省略いたします。(42ページ参照)

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (連結)

・当開示項目は単体と同じ数値であり省略いたします。(42ページ参照)

貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額 (連結)

・当開示項目は単体と同じ数値であり省略いたします。(42ページ参照)

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 (連結)

・当開示項目は単体と同じ数値であり省略いたします。(42ページ参照)

金利リスクに関する事項 (連結)

・当開示項目は単体と同じ数値であり省略いたします。(42ページ参照)



発行 2025年7月
編集 沼津信用金庫 経営企画部
〒410-8610
静岡県沼津市大手町五丁目6番16号
TEL.055-962-5200
<https://www.numashin.co.jp/>
